

を認めなば、助産婦は直に産科醫を招かざるべからず、而して助産婦は醫士の来るまで、二布仙即五十倍石炭酸水に醋を和し、其の液中に綿花を浸し、之を絞りて出血部を壓抵し、産婦には興奮劑を與へて衰弱を防ぐべし。

第二、分娩時及び分娩後に於ける膣、外陰部出血

第二百九十三項

分娩時及び分娩後に於ける膣、外陰部出血の原因

分娩時及分娩後に於る膣或は外陰部の出血は、靜脈瘤、動脈管、腔血腫(第二百二十四項)を見よ、陰唇血腫破裂し、

(第二百二十七項)を見よ、或は會陰の破裂に際して、大なる血管の破裂するが爲めに發するものなり。

第二百九十四項

膣、外陰部出血の徵候及び其處置

上項記載せる膣及外陰部の出血は、子宮の已に硬固となり、能く收縮せるに係はらず、外陰部より多量なる血液流出するものなり、靜脈瘤又は血腫の破裂に因り流出せる血液は、暗赤色を呈し、絶えず、持續性に流出すべし、然れども動脈管の破裂に因りて流出する血液は、鮮紅色を呈し、衝突狀に奔出すべく、此際其の腔管を精密に検査すれば、容易く出血の部位を認むるを得べし、此の如き出血に際しては、助産婦は直ちに産科醫を招

き、醫士の来る迄の間は、手指を以て出血部を壓し、且つ「タンポン」を以て腔内を填塞し、骨盤内に向ひて壓迫すべし、其法、清淨なる綿布若くは無菌性の綿花を以て、拳大の「タンポン」を作り、之を腔中に挿入して出血部を壓迫し、且つ醫士の来る迄、手を於て腹壁より能く子宮を攔み、始終子宮の膨大するや否やに注意し、血液の子宮内部に溜溜するここを防ぐべし、此際若し内出血の徴候顯れ來らば、直ちに填塞したる「タンポン」を去り、第二百十一項に記載せる處に従ひ、處置すべし、其他の處置は凡て産科醫に托すべきものとす。

第二百九十五項 會陰破裂及其處置  
若し會陰破裂を生じ、強き出血を來せる時は、速に醫

士を招きて之れが縫合を受けざるべからず、然して醫士の來るまでは乾燥せる無菌性綿花「タンポン」を以て、之れを壓し、醫士の來診を待つべし。

### 第三、鼻腔、肺臟、腸管の出血及び靜脈瘤の

#### 破裂に因る出血

#### 第二百九十六項

衄血、咯血、吐血、直腸出血  
及び靜脈瘤の出血竝に  
其處置

分娩時に於て衄血を發することあれども、屢々自然に治すべきものなれば、敢て著しき障害なきものとす、但し若し之が爲め産婦の衰弱を來し、皮膚の蒼白色を呈するが如き際には、氷水を以て其の前額部を菴法し、

且つ醋を和せる水を鼻中に吸入せしめ、以て産科醫を招く可し。

咯血吐血及び劇しき直腸出血は、殊に危険なる者なるが故、助産婦は速に産科醫を招く可し、其間助産婦は産婦に嚴重なる安静を守らしめ、身體を冷涼ならしめ、腹壓を禁じ、凡て陣痛を起す可きことを避く可し。

下肢に於ける靜脈瘤の破裂に際しては、助産婦は直に手指を以て其出血部を壓抵し、無菌性となせる綿花を其部に貼し、其の脚は足の趾端より靜脈瘤の上部に至る迄、繃帶を以て固く捲く可し。

下肢に於ける靜脈瘤の破裂を防がんが爲には、其部をば豫じめ繃帶にて固く捲くを可とす。

### 第三章 産婦の疾病

#### 第一、特種の全身痙攣

##### 第二百九十七項 全身痙攣即ち子痙

妊婦、産婦及び産褥婦は、時として一種固有の尤も劇烈なる全身痙攣を發することあり、名けて子痙と稱す。子痙は頗る危険なる症にして、殊に浮腫を有する妊婦に發し易きものなり。

##### 第二百九十八項 子痙の徴候

子痙は、多くは突然急遽に發するを常とす、時として、頭痛を發し、視力朦朧、四肢は著しき疲倦を覺る、胃部は不穩の壓重様感ありて、嘔吐を發する等、多少の前兆を呈することあり、其第一回の痙攣發作を來すや、患婦は

直ちに人事不省に陥り、顔を擧め呼吸は促迫して不正  
 となり、口よりは泡沫を噴き、全身の劇しき痙攣を發す、  
 其状態恰かも癲癇と異なることなし、而して此痙攣を發す、  
 作の持續する時間は通常數分時間なれども、多くは再  
 び反覆して發作するものなり、其の發作の休憩時は一  
 定ならず、或は時として短く、時としては長き時間を  
 隔て、或は稀に、或は頻々發作を反覆すべし、其痙攣發  
 作の度も亦た微弱なるものあり、或は強劇なるものあ  
 りて一定ならず、其休憩時に於ても、患婦は知覺脱失し  
 て恰も熟睡せるが如し、然れども亦た時として神氣  
 の脱衰せる異様の感、四肢の疼痛及び殊に屢々自己の  
 噛みたる舌傷の疼痛を訴ふることあり、産婦の子痙を

發するも、陣痛は尙ほ依然として持續するが故に、其生  
 命の保續せるときは、知覺を有せざるも能く胎兒を娩  
 出すべきものなり、而して子痙の幸に治癒するに際し  
 ては、數時間若くは數日の後に至りて醒覺し、人事を辨  
 するに至るべし、凡て患婦は發病以後、神識を脱失せし  
 間にありし事は、全く記憶せざるものなり。

第二百九十九項 子痙の豫後

子痙に罹れる産婦の五分の一は、已に痙攣發作中に  
 死亡するか、若くは發作後に死亡するを常とす、而して  
 胎兒も多くは一二回の痙攣發作の後に於て死亡する  
 ものなり、若し分娩後に至り痙攣發作漸く微弱となり  
 て、漸々其發作の度數を減し、患婦は安眠して溫暖なる

發汗を來す時は、多くは治癒の幸を得べきものなり、時  
こしては子痲治癒後に精神錯亂し、又は性質燥暴とな  
り、或は身體の麻痺を貽すものあり。

第三百項 子痲の處置

痲攣發作に際しては、助産婦は速かに醫士を招き、醫  
士の來診までは注意して患婦を處置す可し、即ち此際  
には、悟り良くして力を有する人の助けを籍りて患婦  
を保護し、痲攣發作に際し、頭四肢等を他物に衝突せし  
めざる様注意し、臥床にある患婦は、臥床より墜落せぬ  
様注意す可し、痲攣發作に際して之を鎮靜せしめんが  
爲め、強力を以て強て患婦を制し、其固く握れる手指等  
を解かんとするが如きは、却つて害あるが故、禁すべき

ものこす、又た舌を損傷せぬ様保護するには、清潔なる  
綿布を匙の柄に捲き付け、之を齒の間に挿入すべし、而  
して凡て五官器の劇しき感動を避け、即ち高聲を發し、  
或は高聲に人と談話を爲し、或は音高に歩行するが如  
きことを避け、室内は暗くして、凡て不必要なる物品を  
除き、産婦の検査を施すには、發作時を避けて間歇時に  
行ひ、且つ頭部に氷菴法を施し、室内の大氣は清潔にな  
し、溫暖に過ぎざる様注意すべし、然して又胎兒の娩出  
に注意し、已に娩出を遂げ、或は分娩中の小兒の損傷を  
蒙らざる様注意すべし。

子痲によりて昏睡状態に陥りたる産婦には、決して飲  
食物を與ふべからず、之れ此の如き際には、飲食物は却

つて呼吸器中に竄入し、遂には肺炎等の症を發起すへき虞あるが故なり。

### 第一、過劇嘔吐

#### 第三百一項

#### 産婦の過劇なる嘔吐

産婦は屢々嘔吐を發するものありて、之が爲め通常反て爽快を感ずるものなり。雖も其嘔吐過劇となり、強くして且つ頻回反覆するに至れば、遂に母兒共に害を受ることあり、故に此際には助産婦は速に醫士を招きて治療を托すべし、而して醫士の來診までは、微温加密列浸に阿列布油を和して之を灌腸す可し、時こしては、二三茶匙の哥啡に一二滴の橙汁を滴加して之を與へ、嘔吐の止むことあり、然れども嘔吐の際には、通常

暫時の間食物は勿論凡ての飲料等を與ふ可らず、産婦の強て之を希望するも決して之を許すべからず、之れ是れが爲め再び嘔吐を誘起すべければなり。

### 第二、熱性諸病

#### 第三百二項

#### 熱性諸病

妊婦若し疾病に罹れる時は、屢々不時の分娩を來すことあり、或は分娩に際して疾病に侵さるゝことあり、凡て妊婦及産婦は殊に熱性諸病に侵され易し、熱性諸病に罹れるときは、脈搏は頻數となりて、體温昇騰し、呼吸促進して、口渴甚しく、産婦は大に疲勞して、全身不快を感ずる等を以て之を徴知し得べし、此際には助産婦は病婦に産科醫を招かんことを要求し、醫士の來診ま

では病婦に適宜の位置を取らしめ、可成安靜にし、適當なる看護法を施して、其病苦を輕快せしむることを勉むべし。

#### 第四、腹部内臓歇爾尼亞及び直腸脱出

##### 第三百三項 歇爾尼亞

前腹壁に於ける皮膚の下には、外より見る能はざる五個の孔隙あり、即ち一ケの臍輪、二ケの鼠蹊輪及び二ケの股輪是れなり。此五ケの孔隙は、健康なる人に於ては頗る狭小なるを以て、腹腔内の内臓は之より脱出するを得ざるものなり、然れども此孔又は腹壁の正中線なる白條の疾病に因りて異常に擴張すること往々之れあり、然る時は腸管或は網膜の一部此部より脱

徵候

出して、其部の皮下に柔軟なる腫瘍を生ず、之を歇爾尼亞と稱し、其發生部に從ひて臍歇爾尼亞、鼠蹊歇爾尼亞、股歇爾尼亞、腹歇爾尼亞と名づく。凡て歇爾尼亞を患ふる婦人は、常に醫士の撰擇せる適當の歇爾尼亞帶を用ひて之を壓定し、之に因りて便通及歩行等に障害を受けざる様注意す可し、然らざれば歇爾尼亞の内臓箝頓を來すの恐れあり、之れ脱出せる腸管が歇爾尼亞孔に於て強く縊られて、其部に炎症を發し、遂に營養を失ひて壞疽に陥り、甚だ危険なるものなり、而して歇爾尼亞の箝頓を來せるときは、其部疼痛を發し、歇爾尼亞は整復する能はず、遂には嘔吐を發するに至るべし。

##### 第三百四項

分娩時に於ける歇爾尼亞の

處置

分娩の際には、其腹壓によりて腹部内臓は容易く歇爾尼亞孔より脱出し、遂に箝頓することあり、故に此の如き虞ある際には、其箝頓を防がんが爲め、助産婦は分娩の始より産婦を水平に臥せしめ、分娩を終るまで毎陣痛時に指を以て歇爾尼亞孔を壓抵し、産婦には努噴を禁ず可し、斯くするに係はず、其部に疼痛を發して、箝頓の徴候を呈せば、直ちに醫士の治療を乞ふべし。

第三百五項

直腸脱出

屢々直腸脱出する産婦に於ては、其分娩中側臥位を取らしむるを最良とす、而して直腸の脱出するときは、産婦に努噴を禁じ、助産婦は已れの二指に石炭酸ワゼ

リンを塗抹し、脱出せる腸を徐々に故位に整復せしめ、其部に球形の綿花を貼し、更に脱脂綿にて支ふべし、若し脱出せる腸に焮衝疼痛等を發せば、速かに産科醫に治療を依頼す可し。

第五、呼吸困難

第三百六項

産婦の呼吸困難及び其處置

呼吸困難は、肺臓或は心臓の疾患、又は腫腸殊に甲狀腺腫の如き者、其他水液の溜溜し、或は脊椎の屈曲に因り、肺臓或は心臓を壓迫せらるゝ時等に於て發す。此等の疾病あるものは、妊娠の末期殊に分娩時に於て呼吸困難愈々劇甚となり、殆ど窒息せんとするに至るもの屢々之あり、此の如き呼吸困難を輕快せしむるには、身



體の上部を擡舉し、或は坐せしめ、室内の大氣は清淨新鮮ならしめ、其溫度は適宜の度を保たしむ可し、凡て分娩に際し呼吸困難劇甚なれば、産婦は苦惱煩悶甚しく、顔色青赤色となりて窒息せんとするに至る、此の如き時には直ちに産科醫を招きて治療を依頼すべし。

### 第六、假死及び眞死

#### 第三百七項

#### 假死及び其處置

妊婦産婦及び産褥婦は、時として體動全く止み、呼吸殆んど絶る、身體厥冷し、心動及脈搏共に觸知すること能はず、殆んど死に陥れるもの、如く、只僅かに生命に一縷の痕跡を留め、醫士によりて始めて尙其生命の存せることを發見し得るの狀態に陥ることあり、之を名

けて假死と云ふ。此の如き危険なるものにて、醫士の力により時として尙ほ救ひ得ることあるものなるが故に、かかる際には直に醫士を招きて其救ひを乞ふべし、而して醫士の來るまでの間、助産婦は假死せる婦人の傍にありて看護し、其室内の大氣を新鮮ならしめ、列氏十五度(即ち攝氏十九度)の溫度を平等に保たしめ、患婦の身體の上部を稍々擡舉し、靜かに褥中に置くべし、此の如きものを決して醫士の來診前に、死者と見做して處置するが如きことある可からず。

#### 第三百八項

#### 眞死及び其處置

妊婦産婦及び産褥婦若し眞に死亡せし時は、醫士の來るまで、助産婦は屍體を褥中に置きて之を護るを要

す、斯る際に於て産科醫は已に死亡せる妊婦或は産婦の腹中にある胎兒の猶生存するか、或は生活し得べき望みある時は、直ちに之を娩出せしめ、胎兒の生命を救助するの務めあるものなり。

## 第二編

### 妊婦産褥婦及び爾他婦人の疾病並に小兒の疾病

#### 第一章 妊婦の疾病

##### 第一、嘔吐

###### 第三百九項

妊婦の悪心及び嘔吐

妊婦の悪心及び嘔吐は、屢々妊娠初期に於て殊に早朝空腹時に發するものにして、頗る煩はしく厭ふべきものなり。雖も其悪心及嘔吐一定の強度に至るまでは、決して障害を來すことなし。而して此の如き妊婦は、自己の意に任して適宜に生活せしめ、己れの嗜好せざる飲料及び食物を避け、嘔吐を來さざる物のみを撰

びて飲食せしめ、衣服は緩廣なるものを着し、窮屈なるものを禁じ、日々新鮮なる大氣中に出で、適宜の運動を爲さしむべし、若し便秘するものには、助産婦は加密列浸に阿列布油及び石鹼を加へ、之を以て灌腸を施すべし、然れども嘔吐非常に劇しく、且つ頑固にして、其飲食せしもの悉く吐出するに至らば、速に醫士に治療を依頼すべし、若し等閑に付する時は、終に血液を吐出し、或は發熱するに至るものあり、此の如く重症に陥るこきは、多くは死に至るものなり。

第一一 便秘

第三百十項

妊婦の便秘

妊婦は間々便秘するものあり、便秘を起すときは腸

管内に瓦斯を醸生して鼓腸を發し、骨盤の血管中には血液鬱滯し、肛門には靜脈瘤を生じ、上衝を感じ、不眠等の諸症を發すべし、此の如き便秘するものには、適度の運動をなさしめ、早朝空腹時及び夕方、二回勉めて清水を飲み、食物は新鮮にして、煮熟せる果物、野菜類を與へ、凡て消化悪しく便秘を起し、易き食物を避け、日々一回づつ、灌腸を行ふべし、若し以上の法に據るも、尙便秘無き時は、醫士に謀りて處置すべし。

第三二 下痢

第三百十一項

下痢

下痢は、通常感冒或は飲食の不攝生より發するものなり、故に助産婦は此の如き妊婦には、フラ子ルの腹帶

を施し、足を温暖ならしめ、粘滑にして温暖なる飲料及び消化良き食物を與ふべし、野菜及び果物等は決して與ふ可らず。若し下痢數日に瀰り尙ほ止まざる時は、醫士の治療を依頼す可し。

#### 第四、排尿障害

##### 第三百十二項 排尿障害

妊婦は屢々利尿に際して疼痛を發し、是が爲め尿意頻數となり、或は尿閉して全く尿を排泄する能はざることあり。此の如く尿意の頻數なるものには、安靜を命じ、温暖なる牛乳、亞麻仁煎、亞兒答根煎等の飲料を與へ、尿閉時には、先づ「カテーテル」を以て排尿せしめ、而して醫士の治療を受けしむ可し。

排尿障害中、尤も困難なるは不隨意に尿の排出するもの之なり。其尿量は或は多き時あり、又た少なき時ありて一定ならず。多くは嘔嚏、咳嗽、哄笑に際し、身體震戦して意ならず尿を排出す。此の如きものには、先づ安靜を命じ、微温湯を以て毎日數回陰部を洗滌せしむべし。此によりて多くは輕快するを得べし。

#### 第五、浮腫

##### 第三百十三項 浮腫

妊婦子宮は骨盤血管を壓し、之に因りて浮腫を生ずるもの多し。然れども時として、浮腫は重病の一徵候となりて來ることあり。其腫脹部は、光澤ある蒼白色を呈し、指壓を施すときは、壓痕を留むべし。輕度の浮腫にし

て足踝のみに限れるものによりては、只温暖廣潤なる足袋を着せしむるを以て足れりすと雖も、浮腫の漸次蔓延して、下肢より陰部次で腹部に達し、歩行をも障害するものによりては、始終下肢を伸展して褥中に臥せしめ、足端よりフラスル繃帯を施して、漸次上方に之を巻き、陰唇の浮腫には微温湯の温奄法を施すべし。浮腫全身に瀰りて高度に達し、屢々頭痛を覺ゆるものは、全身痙攣を起すの虞れあるが故(第二百九十七項乃至第三百項を見よ)に、必ず醫士の診察を受けしむべし。

### 第六 靜脈瘤

#### 第三百十四項

#### 靜脈瘤

靜脈管の甚しく擴張せるもの、名けて靜脈瘤と云ふ。

其最も發生し易き部は、上腿、足踝、腓腸、膝膕、陰唇等にして、青色の凹凸不平の網状をなして呈はれ、之を觸診すれば、柔軟にして容易く壓迫に應ずるものあり、之に反して往々結節状硬固の抗拒を觸るものあり。靜脈瘤は身體の運動に因り、灼熱の感覺と、疼痛性の緊張を發し、加之ならず、時ごしては靜脈瘤極めて大となり、其上を被ふ皮膚は頗る菲薄となり、遂に摩擦によりて破裂し、危険なる出血を起すことあり。靜脈瘤の膨大及び其破損を防ぎ、其疼痛性緊張を輕快せしむるには、繃帯を以て密に巻き、或は護謨製靴下を以て其部を保護し、其上より更に通常の靴下を穿つべし、其他長時間の起立、倚椅及び歩行は勿論甚しく身體を運動すべきことは

盡く避けしむべし、靴紐を強く結び、靜脈瘤の部を衝突し又は壓迫し或は搔爬するが如きは危険なれば行ふ可からず、若し靜脈瘤に疼痛を發し、紅色を呈しなば、其妊婦を大凡一週間安靜に平臥せしめ、疼痛及び紅色の消退するまでは、嚴に安靜を守らしめ、冷水にて奄法を施す可し、靜脈瘤破裂に際しての處置に就ては、第二百九十六項及び第二百二十五項を参照すべし。

第七、陰部より粘液膿汁及び水様液の

漏出する症

第三百十五項 妊婦の帶下

妊婦にして多量なる粘液及び膿汁の腔より分泌漏出するものあり。若し腔粘膜粗糙にして、恰かも砂粒を

散布せるが如き感觸あるものに於ては、其分泌物は多くは帶黃綠色を呈し、劇しき腐蝕性と傳染性を有し、殊に初生兒の眼に傳染して、危重の眼病を發するものなり。(第三百五十九項を見よ) 故に助産婦は此の如き患婦を檢出せば、速かに醫士の診察を受けしむべし、其他未妊婦の粘液及び膿汁を漏出する病は、第三百三十二項に於て記述すべし。  
妊娠中に於て時を定めず、反覆其量一盞位づつ、透明なる水様液を流出することあり。此即ち假羊水にして、子宮に疾患あるより發するものなり。此の如きものに於ては、早産を來すの慮れあるが故、速に醫士に依托す可し。

### 第八、子宮及び臍脱

#### 第三百十六項

#### 子宮及び臍脱

子宮脱(第三百十八項)を見よは已に妊娠第四ヶ月に至れば通常自ら治癒する者なり是れ妊娠により子宮肥大して周圍増大し小骨盤より大骨盤に上昇するが故なり然れども時として妊娠子宮大骨盤に上昇せずして深く沈降し非常なる困難症を發し即ち大小便の通利を妨げ其部の焮衝を發し終には屢々流産を來すことあり若し助産婦妊娠の前半期に於て子宮脱を認めたるときは先づ大小便を排泄せしめ其臀部を擡舉して仰臥又は側臥の位置を取らしめ其脱出の整復するまで安靜に臥せしめ日々の便通を容易ならしむ

る様注意す可し若し整復後再び起立するに際しては嚴に身體の劇動を避け決して劇しき業務に従事せしむ可からず又脱出せし子宮の直に整復する能はざるか又は妊娠末期に至り脱出せる時は助産婦は速に産科醫を招きて治療を托し醫士の來るまでの間は患婦を平臥せしむ可し  
 臍脱は歩行に際して殊に困難を覺ゆるものなれば勉めて患婦を靜臥せしめ劇しき業務に従事することを避け新鮮なる冷水を以て屢々陰部を洗滌せしむ可し。

### 第九、後屈子宮

#### 第三百十七項

#### 後屈子宮の妊娠

後屈子宮に於ては、子宮底及び子宮體は薦骨の陷凹面中に沈降し、子宮頸及び子宮口は骨盤前壁に沿ひて上昇するものなり。故に最も高度なる症にありては、後方に存する子宮底は、前方に存する子宮口より却て下方に位するものなり。此症は、多くは妊娠前より已に存在するものなり。雖も時として妊娠第三四ヶ月にして、子宮の小骨盤より大骨盤に上昇する時に至り、始めて此異状を起すことあり。而して此の病に於ても、妊娠第四ヶ月後に至れば、子宮は膨大するが故、通常は小骨盤内に沈降すること無し。然れども骨盤廣濶にして傾斜の度の少きもの、及び軟部の甚だ弛緩したるものに於ては、後屈を發し易し。其原因は、重物を提舉し、重

き引出を開閉し、秘結せる大便を排出するが如き、凡て強き腹壓を加へ、又は高所へ手を致さんとして、強て身體を伸展し、或は後方へ倒れ、或は尿を久時蓄積して膀胱の甚だしく充滿するが如き事等之なり。後屈を發する時は、直腸は子宮底の爲め壓迫せられ、膀胱は子宮頸によりて壓迫せられて便秘及び尿閉を發し、加ふるに子宮は漸々膨大し、終に危険なる箝頓症を發するに至るものなり。

以上の關係あるが故に、助産婦は子宮の後屈と其箝頓症とを早く認知すること尤も必要なり。即ち妊娠第三四ヶ月に至り、全く尿閉し、骨盤内の苦悶すべき充滿及び壓迫の感覺を起すときは、後屈子宮の箝頓を起し



たるやの疑を存す可し而して内診によりて骨盤腔の後方に於て柔軟なる腫瘍ありて、陰後壁を壓出せるを觸知し、子宮頸及び子宮口は骨盤前壁に接して探るも之を發見すること困難にして、其高度の症にありては、時として子宮口は高く耻骨の上方に存在し、決して手指の其部に達し能はざることあり、外診上には、往々妊婦の下腹の非常に強く緊張するを認むべし、是膀胱及び腸管の充滿せるが故なり、助産婦若し妊娠後屈子宮の箝頓したるものを認めなば、直ちに産科醫を招くべし、醫士の來診迄は妊婦尿閉の爲めに來る苦痛あらば、助産婦は其蓄積せる尿の排泄を試むべし、即ち妊婦に膝位或は側位を取らしめ、助産婦は示指及び中指を以

て子宮頸を壓排し、膀胱頸より離解すれば、通常蓄尿の幾分にも排泄するを得ることあるものなり、然れども此の如き際に「カテーテル」を挿入するは、甚だ困難なるのみならず、危険なるものなるが故に、助産婦は之を用ふべからず、排尿後は妊婦に腹位或は側位を取らしむべく、其他は悉く産科醫に托すべきものなり。

第十、 卒倒

第三百十八項 卒倒

時として、妊婦突然卒倒して人事不省に陥ることあり、其初め突然卒倒し、身體蒼白色となりて厥冷し、次で五官機能消失して、凡そ數分時乃至十五分時間以上も持續することあり、其原因は身體の強き壓搾、殊に帶

又は狹隘なる衣服等にて胸部を絞壓し、又演劇、舞蹈、寄席、會場、寺院等閉鎖せる室内に、多人數相集まり、呼吸に由りて汚穢となりし大氣を吸入するに因し、其他精神の感動、周圍の温熱等、又之れが原因たることあり。故に妊婦は注意して、凡て以上の原因となるべき事件を避く可し。助産婦の此の如き卒倒せる妊婦に會するときは、先づ之を平に臥せしめ、稍々頭部を下垂して、直ちに狹隘なる衣服を解き、窓戸を開きて、新鮮なる大氣を通ぜしめ、室内は適當の温度とし、醋若くは香水の如き刺戟性のものを鼻の下に灌ぎて、之を嗅がしめ、強く呼吸せしめ、少量の冷水を飲ましめ、前頭及び顳額部は醋又は葡萄酒にて拭ひ、温暖なる毛布或は刷毛の類を以て

身體を摩擦し、芥子泥を心部へ貼付す可し。甚しき出血の爲に起れる卒倒は、最も危険なるものにして、已に前章出血の條下に於て記述せる所なり。心臟の搏動及び呼吸を認知せざる卒倒症にありては、假死なるか或は眞死なるかを區別せざるべからず。故に斯る場合には、直ちに産科醫を招く可し、之れ妊婦に於ても必要なるのみならず、殊に胎兒に對しても尤も緊要なるものなり、之れ妊娠末期に於ては、已に死亡せる母體よりも生活せる小兒を娩出せしめて救助することを得ることあるが故なり。

第二章 産褥婦の疾病

第三百十九項

産褥婦の疾病

産褥婦は最も疾病に感じ易く、僅微の原因に由りて容易く發病し、爲めに産褥中に死亡するもの多し。故に産褥婦の疾病には、必ず猶豫なく醫士を招かざるべからず。

### 第一、産褥熱

#### 第三百二十項

産褥熱の原因及び徵候

産褥熱は尤も危険にして、助産婦に向ひて産褥中に於ける疾病の尤も主要なるものなり。其原因は、分娩時或は産褥中に於て、助産婦の手、器具、布片及び器械等に附着せる傳染性菌芽の媒介によりて發するものなり。而して其傳染毒は、肉眼にては視る能はざる、極めて微細なる微菌にして、産婦に於ける何れの創面（皮膚或は

粘液膜）よりも侵入し得べく、之れより血液及び漿液中に到るものなり。之の感染によりて、多くは速かに發すべし。疾病の現徴を呈はすもの多し。其傳染性微菌は、通常多くは内診によりて傳染すべきが故、近時は内診に向て嚴重なる注意を與へらるゝのみならず、助産婦は成るべく稀に、成るべく速に施行せしめ、即ち内診の際には、必ず第七十七項に述べたる所に從ひ、嚴重に施行せしむるに至れり。

以上の如き傳染の虞あるが故、助産婦自己及び産婦が其陰部を清潔になすは、極めて緊要なるの件とす。而して助産婦が或る褥婦を訪ひ、其の不潔なる悪露の附着せる手を以て更に他の産婦を處置するが如きは、危

險の最も大なるものなり、若しも不潔なる褥婦に接したる手を以て、他の新産婦を處置するが如き際に於ては、其病毒の感染が、助産婦の媒介せしこと確實にして、其罪科最大なるもの云はざるべからず、故に助産婦は其手指を清潔ならしめん爲め、石鹼と水を用ひ、頗る清潔に洗滌して、其手指の悪臭を充分除去せざるべからず、即ち第七十七項に述べたる如き、消毒清潔法の規則に従ひて、嚴重に八分時間洗滌すべし。  
助産婦は成るべく以上の傳染毒に觸接せざる様注意すべく、傳染毒に觸接することなければ、其手指は益善良なるものこそす。以上の理あるが故、助産婦の近親、戚等に於て、自然傳染病患者、例令ば麻疹、實扶的里亞及

び痘瘡等の患者ありたるときは、助産婦は分娩を處置するここを避く可し。  
上記の傳染毒に感染するや、通常分娩の一兩日後に於て悪寒、戦慄を發し、次で體温攝氏三十八度以上に昇り、全身灼熱、大渴を發し、脈搏頻數にして、心身不安、不眠、頭痛を發し、頰部潮紅し、概ね下腹の一部に持續性の疼痛を發す、此疼痛は常に持續し、研るが如く又は灼くが如きを覺え、僅微の運動及び按壓に由るも其疼痛益々増加すべし。故に後陣痛の疼痛は容易く區別するを得べし。第三百二十三項を見よ。即ち後陣痛に於ては、分娩時に於ける陣痛の如く、斷續性に發作し、其休憩時に於ては、子宮に觸るゝも毫も疼痛なく、又後陣痛には熱を

發することなしとす之に反して產褥熱の疼痛は腹膜の焮衝より來る者にして即ち子宮を被包する腹膜又は其周圍より潤靱帶及び卵巢の近傍に於ける腹膜の焮衝なり然れども重症にありては只此に止まらずして腹膜炎の全下腹に波及することあり然るときは、研るが如き疼痛全下腹に蔓延し下腹膨滿鼓腸し且つ熱度は更に昇騰すべし又一二時間の後腹膜炎の爲めに腹腔内に水液若くは濃汁を生ずること屢々之あり然る時は腹部は益々膨大して患婦は愈々疲勞を加へ下痢或は便秘を發し或は草綠色の液體を嘔吐し顔面は憔悴し乳房は凋み悪露は不整となりて腐敗性の悪臭を發ち皮膚は乾燥又は粘着して汗疹を生ず但し此の如

き重症の患者は概ね二三日にして死亡するを常とす又時としては腹膜の焮衝甚だしからずして只一局部に限り深く按壓して始めて疼痛を感じるか若くは少しも疼痛を感じざるに係はらず高度の發熱持續して神身益々不安となり眩暈耳鳴譫語等を發し更に不安甚だしく増進し遂に躁狂状となりて死に到るものあり又頗る稀には產褥熱にして其發熱の度至つて低きも久時持續し悪寒戰慄反覆するものあり此の如きものに於ては膿瘍鼠蹊腺腫黃疸咳嗽胸痛等種々の症を發することあり

第三百二十一項 產褥熱傳染の機會  
產褥熱の原因たるべき腐敗性病毒は微細の創面よ

りも容易く身體中に侵入すべきものなるが故、特に困難にして遅延せし分娩に際し施したる手術の爲め、大なる損傷を生じ、加ふるに出血ありしものに於ては、一層傳染の危険あるものなり。殊に營養不給、不潔、精神の感動、例令ば恐怖、憤怒等の關係、其他後産の殘留に因り、悪露腐敗したるときは、産褥熱の経過は愈々不良なるものなり。

故に助産婦は産婦の身體に於て何れの部に於ても、化膿性の創傷或は膿瘍を發見したるときは、能く注意して之を處置し、膿液に觸接することを避け、血性の中毒を防がざるべからず。

第三百二十二項

産褥熱豫防規則

助産婦は産褥熱の正規なるもの、或は其疑ある症を認めたるときは、出來得る丈之を豫防することを勉めざるべからず。然れども其多數の症は、疾病の初發に際し、現著の症候を欠くを以て、直ちに之を徵知すること能はず。爲めに悲むべし。其豫防の法を行ふの暇なく、遂に危険を招くに至るものなり。故に産科院に於ける産褥熱の豫防法としては、唯常に嚴重なる消毒法を行ふの一事あるのみ。若し助産婦傳染性病毒に觸接せば、其消毒法に向ひて深く注意せざるべからず。又助産婦馬車に乗じ、或は不潔なる衣服を着して産家に來り、或は洗滌せざる手指を以て検査を施すが如きに於ては、實に恐るべき危険を來すべき事を知らざるべからず。

此の如き危険なる産褥熱に對し、助産婦は之が豫防法に關する規則（一千八百九十二年六月發布）を知らざるべからず、其要項次の如し。

第二十四條、産婦或は産褥婦の異常例令は産婦或は産褥婦の病的経過を取れるときは、助産婦は直ちに醫士を招かざるべからず、若し之を怠り、或は之を拒みて、因て危険の起れるときは、其所屬區會議員、區長、村長及び同時に區醫に向ひて、書面或は口頭を以て届出でざるべからず。

第二十五條、區醫は何れの場合に係はらず、産褥熱の重症並に産褥熱の褥婦より招かれたる醫士より、産褥熱なるの届出あらば、自己に或は書面を以て式に従

ひ、之を處置へし。

第二十六條、産褥婦の死亡したるときは、可成自己に又は書式に従ひて、死亡の原因を認め、區醫に差出すべし。

第二十七條、助産婦より分娩せしめし産褥婦が産褥熱に係れるときは、助産婦は他の産婦を見舞へからず、已に産褥熱に罹れる褥婦は、自己或は他の助産婦或は看護婦をして、之を看護せしむべし。

助産婦は、産褥熱に罹れる産褥婦を訪ひたる最後の日より、少くも五日間他の産婦を處置するを得ず。又區醫の意見に因り、猶之より時日を延すべきことあり。前記の時日中には、助産婦は其全身及び衣服を清潔

に洗滌し、更に其前膊手指及び爪甲は、微温湯中に於て石鹼を用ひ、刷毛にて極めて清潔にし、更に三布仙即ち三十倍石炭酸水にて消毒し、斯く日々二回づゝ之を反覆すべし。

又之と同じく、產褥熱患者に使用せし器械、殊に硝子製子宮嘴管及び「カチーテル」は、三布仙即ち三十倍石炭酸水中に於て半時間煮沸すべく、灌注器の護謨管も亦半時間、三布仙即ち三十倍石炭酸水中に浸漬して、之を消毒すべし。

第廿八條 前條即ち第廿七條第三項に於て規定せる時間中と雖も、助産婦は以前己が分娩せしめたる健康なる產褥婦を訪ふことを得べし、但し決して内診

を行ふべからず。

產褥熱に罹りたる產褥婦が幸に健康に恢復し、五日間を經過したる後、若しくは區醫の意見に従ひて定めたる時日(第廿七條第三項を見よ)を經過するときは、助産婦は再び他の產褥婦を處置するを得べし。然れども、尙ほ一週間隔日に前產褥婦經過の状態を、區醫に向ひて口頭或は書面に認めて報告すべし。

助産婦一定の時日を経て、他の分娩を處置し始め(第廿八條を見よ)、三十日以内に於て再び產褥熱に罹れる者あるか、或は一助産婦が處置せる產婦にして、二人以上多數の產褥熱に罹るものあるときは、助産婦は最後の產褥熱を處置せる日より少くも十四日間他の分娩



を處置すべからず。

上記の十四日間の中に於て、助産婦は第七條の第四項及び第五項に記載せる所に從ひて、嚴重なる消毒清潔法を施行すべし。

以上記せる産褥熱豫防規則に違反せる行爲ある助産婦は、一千八百九十二年六月廿二日發布せられたる、王國內務大臣の法令に從ひ、百五十「マルク」(我が凡そ七十五圓)以内の罰金、若くは六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし。

第二一 疼痛性の後陣痛

第三百二十三項 疼痛性の後陣痛

疼痛性後陣痛は、已に屢々分娩したる婦人に發し易

きものにして、如此き婦人に於ては深く憂ふべきものにあらず。此陣痛ある婦人に於ては、子宮は持續性に收縮せずして、血液は子宮腔内に滞溜し、疼痛性の後陣痛によりて再び之を排泄すべし。而して血液性惡露の持續する間、即ち三日乃至四日間持續することあり。此の如き陣痛は、發熱を伴はずして起るものなり。雖も其煩はしきが爲め、患者は疲勞して安靜ならず。此の如き症にありては、助産婦は屢々靜かに子宮底を摩擦して陣痛を發起せしめ、腹部には濕性或は乾性の温奄法を施し、或は温暖なる飲料を與へて疼痛を緩解せしめ、緩和なる灌腸を施して腸管を空虚ならしめ、以て疼痛を去らしむべし。若し僅少にても體温の昇騰するごさ

は、直ちに醫士を招くべし。  
但し初産婦に於て、上記の症状あるときは、子宮焮衝を發するの初徴なるが故、助産婦は必ず醫士を招かざるべからず。

第三、汗疹

第三百二十四項

汗疹

汗疹は紅色搔痒性の小水泡にして、主に頸部、背部、胸部に發生すべし。其原因は褥婦の身體を溫暖に保ち過ぎたるか、或は溫暖なる多量の飲料を取るにあり。汗疹は危険なることなく、只適當の攝生に由りて容易く乾燥消散すべし。故に助産婦は産褥室の溫度を適度にし、大便の通利を善くし、飲料としては冷水を取らしめ、褥

婦の被衾は溫暖に過ぎざるを度とし、日々襯衣を交換せしむべし。若し發熱の徴あるときは、必ず醫士の診察を受けしむべし。

第四、不正なる悪露

第三百二十五項

不正なる悪露

悪露の度を越えて多量なるもの、悪露の久時持續するもの、及び悪露に刺戟性の悪臭を帶ぶるものは、共に悪露の不正なるものとする。  
悪露若し血様にして多量なるときは、助産婦は褥婦を安靜に平臥せしめて、産科醫を招くべし。而して其來診までの間は、第二百八項及び第二百九項に記載せる所に從ひて處置すべし。

悪露の再ひ血液を混じたるごきは、恰かも劇しき月經を來せるものゝ如くに處置し已に褥を離れたる産褥婦に於ては、尙二三日間安靜に臥せしむべし。分娩後、血液、卵膜或は胎盤一部の遺殘せるか、或は分娩時に受けたる陰部の損傷の潰瘍となりたるものに於ては、悪露は刺戟性の腐敗様悪臭を帶ぶるに至るべし。此の如き悪臭ある悪露を洩すものによりては、糞滯を経たる水を以て、一日數回陰部を洗滌するを要す、且つ屢々敷布を交換し、室内には新鮮なる空氣を流通せしめ、勉めて清潔に保つべし。若し其臭氣甚だしくして、且つ發熱を伴ひたるごきは、醫士を依頼すべし。

第五、陰唇腫脹

第三百二十六項

陰唇腫脹

陰唇は分娩に際して屢々牽引毀傷せられ、産褥時に至りて腫脹すること稀ならず、而して斯かる陰唇は、腫脹して光澤を帶ぶる暗紅色を呈すべし。此症には無菌性の「ガーゼ」を用ゐ、消毒せる水にて冷罨法を施すべし。若し陰唇に潰瘍を見出すか、或は體溫の昇騰せるごきは、醫士の診察を請ふべし。

第六、排尿障害及び消化不良

第三百二十七項

排尿障害及び消化不良

産褥婦は尤も屢々排尿の障害を發し、易きものなり、即ち排尿時及び排尿後に疼痛を發し、或は全く尿閉して自然に排泄すること能はず、或は之に反して時を定

めず不隨意に尿を漏す等之れなり。排尿に際して疼痛を發するものは、多くは尿道外口近部に於ける粘膜の損傷に基づくものなるが故、助産婦は注意して之を檢し、排尿後には必ず冷水を以て陰部を洗滌せしむべし。

尿管閉は通常尿道の腫脹するに由りて發し、尿道の腫脹は、分娩時に尿道の久時強く兒頭の爲め耻骨に壓迫せられたるに基くものなり、而して此際多くは尿道外口近部の粘膜も共に損傷を受くるを常とす、此の如く褥婦全く自然に排尿する能はず、或は只數滴を漏し、膀胱は非常に緊張して之に觸るれば直ちに尿意を催すが如きものにありては、助産婦は豫め煮沸消毒を施

注意

し置きたる、清潔なる「カテーテル」を取り、更に之を温ため、産褥婦が自然に排尿し得るの時まで、朝夕各一回づゝ排尿せしむべし、但し此の如き際に「カテーテル」を挿入するは困難なるものなれば、勉めて疼痛を發せざる様注意して用ゆべし。

不隨意に尿の淋瀝するものは、其褥床の濕潤して、一種の尿臭を發するを以て徵知すべし、此の如き症に於ては、褥婦の自から利尿を制止すること能はざるのみならず、屢々其通利を覺らざることあり、之れ膀胱括約筋の萎弱、或は麻痺によりて起り、或は膀胱の損傷によりて腔との間に異常の瘻孔を生じ、即ち所謂膀胱腔瘻に因りて來るものなり、而して膀胱括約筋の萎弱によ

りて尿の淋瀝を發せるものは、分娩後二十四時間を経れば常に復すべきものなり。其の久時治癒せざるものは、多くは膀胱腫瘍に基くものなるが故、醫士の診察を受けしむるを要す。

便秘は、産褥の第一日に於ては憂ふべきものにあらず、只輕微の疝痛を發起する位に止まり、容易に灌腸に由りて之を除去するを得べし。若し肛門部に腫脹して疼痛ある靜脈瘤の存するときは、濕菴法を施して濕潤に保ち、灌腸を施すときは疼痛は消散するを得べし。時を定めず不随意に糞便を通ずるものは、肛門括約筋の断裂したるものなるが故、直ちに醫士を招かざるべからず。又た産褥婦の下痢は、同時に他の疾病より發起す

ること多きが故、之等の場合にも亦直ちに醫士を招くべし。

第七、乳頭の損傷及び焮衝並に乳腺の焮衝及び化膿

第三百二十八項 乳頭の損傷及び焮衝

多數の婦人に於ては、乳頭の皮膚頗る薄弱にして、産褥の第一日に於て既に授乳の爲めに損傷を蒙ることあり。此際には乳頭は發赤して、灼熱疼痛を發し、多くは之れに止まらずして、焮衝を發し、化膿して出血するに至る。加之ならず、其多數は、損傷を受けたる創面より、病的細菌竄入して、乳腺の焮衝を起し、發熱化膿を發するに至る。如此き婦人にありては、哺乳時に劇痛を覺え、且

つ輸乳管焮衝腫脹して哺乳する能はず爲めに授乳するこ能はざるに至る。

第三百二十九項

乳頭損傷の豫防法

乳頭の損傷及び其焮衝を豫防せんが爲めには、妊娠の終末數週前より勉めて乳頭を洗滌し、其厚固なる被膜を軟化せしめて之を除去し、日々數回指頭を以て乳頭を牽出し、ルーム或は「ブランドー」に浸漬せる綿布を以て之を被覆すべし。又分娩後には、小兒をして一定の哺乳規則に習慣せしめ、漫りに時を定めずして哺乳せしむるが如きことあるべからず。乳頭に灼熱様の疼痛を發するこあらば、哺乳後清潔に洗滌して、虞利斯林を塗布し、次回の授乳に際して之を拭去すべし。此の如

き際に於て、綿布を氷水に浸して、奄法を施すの法は、從來慣用せる所なり。雖も綿布の溫暖となりて乾燥するに乘じ、皮膚に固着して却て損傷を來し、易きの嫌あるが故、適當の法と云ふべからず。若し乳頭の既に化膿し、出血を發するに至れるものは、護謨製の乳頭帽子を以て被覆し、以て疼痛を減じ、乳頭保護の用に供すべし。小兒には疾病に罹れる乳は、其治癒するまで哺乳せしめざるを可とす。故に地方の助産婦は、常に乳頭帽子を準備し、置き、臨時の用に備ふべし。而して乳房損傷は、常に醫士に治療を依頼せざるべからず。之れ其化膿及び焮衝を防がざるべからざるが故なり。時として、乳汁の絶へず漏泄して止まざるものあ

り之れ輸乳管口の弛緩して閉鎖すること能はざるに  
因りて起るものなり此症にありて若し其儘に放置す  
るときは絶へず乳汁分泌して衣服を濕ほすのみなら  
ず婦人をして衰弱せしむるものなれば醫士を招きて  
治療を托し或は醫士に就き治法を謀るべし。

第三百三十項 乳房の焮衝化膿及び乳汁  
分泌過多

乳房の焮衝は通常初め乳房の一部に硬結を生じて  
其部潮紅し疼痛を發するものなり時として爾後疼痛  
腫脹漸次増加して遂に化膿し其部の皮膚は暗紅紫色  
を呈し柔軟或は浮腫状となり其部突隆して終に破潰  
し多量の膿汁を排漏し患婦は一時輕快を覺ゆるに至

る然れども其焮衝は只一所に止まらずして漸々他部  
を侵し通常發熱して食機減損し衰弱を來すものなり  
乳房の焮衝及び化膿の主要なる誘因は乳頭の損傷  
なり即ち其損傷せる乳頭にて授乳するの際清潔にせ  
ざるに基づくものにして殊に不潔の手指を以て損傷  
部に觸るゝに因るものなり其他乳汁の充滿して乳房  
強く緊張下垂し或は乳房の壓迫又は衝突等に因りて  
焮衝を發するが如きは極めて稀なるものごとす  
時としては過量の乳汁形成を起し分泌の過度とな  
るものあり此の如き婦人に於ては可及的液體の攝取  
を減じ兼ねて腸管の排泄を促すときは乳汁の量減少  
するものなり之れに反し屢々發育の佳良なる乳腺に

して、乳汁分泌の過少なるものあり。此の如きものには、多量なる液體食餌を與へ、或は乳房を温保せしむること、きは其分泌を増加すべきことあり、殊に乳汁分泌を増進する藥劑を用ひ、因て乳汁形成の増量するに至るものなり。

第三百三十一項

乳房焮衝の豫防及び其處置

助産婦は豫かじめ上記の危険を産褥婦に誠め置くを緊要とす。其緊滿して下垂せる乳房は、適當の布片を以て徐に提舉し、又は襯衣を以て之を支ふべし。乳房に疼痛を發せるときは、綿花を以て之を被覆し、可及的授乳を廢して其刺戟を避くべし。斯くするも疼痛益々劇

しく硬固となれるときは、猶豫なく醫士に治療を托すべし。而して醫士に托するまでは冷奄法或は氷奄法を施すを可とす。既に化膿に陥れるもの、如きは速に醫士に依頼すべきこと最も必要なりとす。其他凡て乳汁の分泌に障害あるときは、醫士に依頼すべく、殊に其焮衝を起したるときは、於て然りとす。亦た授乳を始め、授乳を持續し、又授乳を止むるの時期をも、凡て醫士の意見に任せざるべからず。

第三章 婦人の疾病

第一、粘液及び膿性帶下並に淋疾

第三百三十二項

粘液及び膿性帶下並に淋疾



陰部より粘液或は膿汁を漏泄する症は、婦人の疾病中尤も多数なるものにして、名けて白帶下と云ふ之れ。或は子宮粘膜炎に燃衝ありて、分泌を増多するものなり、其状態恰かも感冒に罹れるごとき、鼻粘膜の分泌増加するに均し、若し此の如き白帶下甚だ多量にして、久時持續し、殊に其帶下は膿様綠黄色にして爲めに陰部を糜爛せしめ、褌衣に粘着して糊状の班點を貽すが如きものは、衰弱を招き、顔面蒼白色となり、眼瞼周圍に一種の暗色輪を生じ、羸瘦して無力、神経質となり、消化不良、食機減損、便秘等の症を發するに至る、而して此の如き分泌物は健全なる粘膜炎に觸接して直ちに傳染するの性質あるものなれば、助産婦の此を發見するときは、速

かに醫士の治療を受けしむべし。助産婦は以上の疾病を有する産婦に注意を與へ、産婦自己にも其病毒を他の健康なる粘膜炎に觸接せしめざる様注意せざるべからず、殊に淋毒性の不潔なる手指は、決して他人の粘膜炎等に觸れざる様、嚴に注意せざるべからず、若し此の如き分泌物に觸接せるときは、規則に従ひ、直ちに之を洗滌消毒すべく、又同時に使用せる器具、即ちカテテル及び嘴管の類は、著るしき傳染毒を有するが故、嚴重なる消毒を行へ、後に非るよりは、決して他の婦人に使用すべからず、若し強て之を用ゆるの必要あれば、熱湯中に於て一時間半充分に煮沸消毒するを要す、其消毒の方法は第三百三十四項に記

する所に従ふべし。

### 第一一 花柳病

#### 第三百三十三項

#### 花柳病

花柳病、微毒は恐るべき危重の疾病にして、身體を破滅し、著るしき傳染性を有するものなり。此症は通常交接に因りて傳染するものにして、其初め、先づ陰部に疾病の徴候を呈はす、即ち傳染後二三日を経て、陰唇或は臈口に數ケの硬き小なる結節及び小なる水泡を發生し、忽ちにして破開し、圓形の潰瘍に變ず、而して該潰瘍は銳き縁を有し、其周圍は銅色を呈して、創面より不潔の膿汁を分泌し、之に觸るれば疼痛を覺ゆ、此潰瘍を軟性下疳と稱す。此と同時に陰唇及び鼠蹊腺は必ず

多少腫脹を來すものなり、斯くて該潰瘍は安靜を守り、清潔に保つときは、數週の後に至り、帶蒼白色或は帶銅色の硬き癩痕を貽じ、自から治癒するに至る。然れども該創面より身體中に侵入せる微毒は、未だ消滅せしものにあらずして、却て體內に潛み、將來何時か全身微毒となりて現はるゝに至る、即ち先づ鼠蹊部に腺の腫脹を來し、所謂横痃を發して化膿し、顔面及び其他の皮膚に始め、薔薇紅色、後に茶褐色となる一種の圓形斑點を生じ、外陰部殊に大小陰唇、肛門、會陰及股間の皮膚に一種の扁平滑澤なる贅肉を發生し、始終濕潤す、其他口蓋及び鼻腔等に潰瘍を發生し、漸々深く侵蝕し、腔洞或は穿孔を生じて、聲音嘶嘎して一種の鼻音に變じ、呼吸

には一種の厭ふべき臭氣を帯び、遂に全身の諸骨に腫脹疼痛を發し、恐るべき全身病となるに至る。兩親に微毒ありて、其胎兒に遺傳したるときは、多くは既に母の胎内に於て死亡し、或は生後幾何もなく死亡するを常とす、稀れに健康に分娩することあり、雖も生後先天微毒の徴を現はし、其多數は死亡を免かれざるものなり。

第三百三十四項

微毒患婦に於ける注意

助産婦は未妊婦、妊婦、産婦、産褥婦に於て、下疳贅肉、其他微毒の症候を發見するも、尚ほ其疑はしき際に於ては、決して之を患婦に知らしむることなく、醫士の診察を受けしむ可きを諭すべし、凡て此の如き患婦に用ゐ

たる灌腸器、尿管、子宮用尿管及び「カテーテル」等の器具は、傳染の危険を有するが故、嚴重なる消毒を施したるの後にあらざれば、之を使用すべからず、かつ器具の消毒には、苛性加里水中にて一時間半煮沸し、然る後三布仙即ち三十倍石炭酸水に浸漬すべし。

第三百三十五項

助産婦手指の保護

下疳潰瘍及び贅肉の分泌物は、傳染の危険あるが故、注意して其觸接を避くべし。助産婦或は醫士の診察に際し、指又は手等より屢々傳染したるの例あり、但し手指に一の創傷なく、且つ診察の後、直ちに三布仙即ち三十倍石炭酸水と石鹼とを用ゐて能く洗滌し、清潔なる手拭を以て拭けば、傳染の

危険なきものこそす。故に助産婦若し其手或は指に、例令  
微小なりと雖も、創傷の存するときは、決して此の如  
き傳染の虞ある患婦を診すべからず。其創傷は微小に  
して、針の刺創、皮膚の裂傷、擦傷、火傷等と雖も、各種の  
傳染毒を容易に吸収すべきものなるが故、斯かる創傷  
部には油質を塗抹するか、格魯胃膜を塗布し、或は絆創  
膏を貼し、指囊或は護謨囊を以て被ひ、嚴に其部を保護  
するを要す。

助産婦の指を以て、微毒若くは其疑はしき患婦を檢  
査せるの後、其指に小なる創傷を生ぜるやの疑あるこ  
きは、醋酸又は純粹なる酒精を以て洗滌せよ。若し紅色  
を呈し、疼痛を發するが如きことあらば、直ちに醫士の

診察を受くべし。而して若し微毒の傳染と診斷せられ  
たるときは、助産婦は其全癒に至るまで業務を休まざ  
るべからず。又既に全癒せる後、雖も再發せる時は、  
其治癒に至るまで、産科的處置を行ふを得ず。

### 第三、子宮癌腫

#### 第三百三十六項

#### 子宮癌腫

子宮癌腫は極めて恐るべき疾病にして、本病に罹る  
ときは、通常劇しき月經を潮し、而して其月經後にも尙  
ほ不正の出血を來し、著るしき薦骨部及び腰部の疼痛  
を發し、側腹部より上腿に波及すべし。此症に於ては、始  
め子宮頸肥厚して、凹凸不平、硬固となり、子宮唇亦硬固  
となりて、哆開す。次で子宮唇軟化、破潰して、一種厭ふべ

き悪臭の腐敗性膿汁を分泌し、漸次子宮頸管より子宮腔の深部に向ひて侵蝕し、加ふるに周圍組織即ち膣穹窿骨盤結締織、直腸膀胱等に蔓延して、遂に破壊し、恐るべき大潰瘍を形成し、營養日に衰へて益々衰弱し、日夕苦惱すべき疼痛に悩まされ、終に死亡の轉歸を取るに至る。

助産婦若子宮癌腫なることを認めなば、其恐るべき癌腫なる名を患婦に告ぐることなく、唯一般の子宮病なるの故を以て、醫士の治療を受けしむべし。凡て子宮癌腫は、其疾病の初期なる程、醫士の治療は容易にして、加かも全治の幸を得るものあり。

#### 第四、子宮及び膣茸腫

#### 第三百三十七項 子宮及び膣茸腫

時として健全なる婦人に於ても、子宮内又は膣内に一種の贅腫を發生することあり。形ち茄子を以て例ふべく、贅腫の上方は細き蒂莖を以て子宮若くは膣壁に懸着す。名けて茸腫と稱す。此腫瘍は屢々強き出血を發して、患婦の大に衰弱するのみならず、時として遂に死に至るものあり。子宮茸腫は其面平滑なる圓形腫瘍にして、哆開せる子宮口に突出し、觸診するときは容易く之を知るを得べし。茸腫は醫士の手術に由り、疼痛及び危険症等の虞なく、除去し得べきものなるが故、速かに其治療を請はしむべし。

#### 第五、子宮及び膣脱

第三百三十八項

子宮脱及び腔脱

子宮靱帶、腔壁其他子宮を固定する骨盤組織の弛緩し、爲めに子宮の下垂するもの之を子宮脱と云ふ其子宮外口の猶ほ腔内に存するものを不全子宮脱と云ひ腔壁翻轉して子宮外口と共に股間に垂下せるものを全子宮脱と云ふ子宮脱出の度を檢するには數時間運動せしめし後に於てすべし然らざれば脱出は整復し居るべきが故正確の度を知り難し今斯く検査を施し不全脱なれば兩陰唇の間に於て子宮外口の腔口に現はるゝを見全脱なれば大なる腫瘍腔口より懸垂して其末端に子宮外口の存するを見るべし此の如き患婦に於ては平臥の位置にありては困難を感ぜざれども

起立或は歩行等に由りて著るしく増劇する不快なる壓重樣感覺を發すべし其他高度の症にありては膀胱及び直腸の排泄を妨げ消化不良胃痛及び衰弱を發し子宮より粘液或は水樣液を分泌して脱出せる子宮唇、腔壁糜爛し漸く諸多の障害を加ふるに至る。

腔壁の弛緩して腔口外に脱垂せる者之を腔脱と云ふ淡紅色柔軟なる半球形の種瘍となりて陰裂間に現はるゝものなり而して腔脱に於て後壁の脱出するものは稀れにして其多數は前壁脱出するものなり時として前後の兩壁共に脱出するもの亦之あり腔脱は其質柔軟にして壓迫によりて容易く引き込み子宮口は高く腔管内に位するを以て子宮脱と區別すべし。

上記の子宮及膈の脱出を來すべき原因は、高年に至りて組織の弛緩せる爲め或は高度の會陰破裂及び産褥に於ける早時離床、重物の提舉又は負荷、起立過度等、其他排便時の強き努噴、高處よりの墜落、不注意の飛跳、強劇なる咳嗽等はなり。子宮脱及び膈脱の治療は、凡て醫士に托すべきものとす。

### 第四章 初生兒の疾病

#### 第一、假死

##### 第三百三十九項

初生兒の假死及び胎兒眞死の徵候、初生兒は假死の状態に陥り、生活の諸徵候を有せず

して、生れ來ること稀ならず、其狀殆んど死せるもの如し。然れども此の如き假死の状態より再び蘇生せしむることを得るに至ることあるが故、全く死に陥れるものとなして、處置を施さず之を放置するが如きは、大なる誤なりとす。而して之が救助の唯一の法は、即ち人工蘇生術之なり。助産婦は此法により氣永く其蘇生を謀るべし。胎兒眞死の徵候は、其腐敗によりて確實に知るべきのみ。其腐敗の現徵次の如し。即ち臍帶は茶褐色、水腫狀となり、全身の皮膚白色となりて之れに觸るれば容易く剥脱し、下腹膨滿して變色し、鼻口より血樣液流出し、頭蓋の皮膚囊狀に下垂し、其骨格甚だ移動し易き等之れなり。(第二百四十三項を見よ)

第三百四十項

初生兒假死の原因

初生兒假死の多數は、分娩時に受くる障害に原づくものなり。殊に分娩に際し、胎兒其附屬物と共に、強き壓迫を受くが如き、尤も危険なるものにして、即ち胎盤及び臍帶の持續性に強き壓迫を蒙るときは、母體と胎兒との間に流通せる血液の循環を妨げられ、母體より受くる酸素の量減少して、胎兒は速に危険に陥るべし。此際胎兒は呼吸運動を営むも、其の氣管に吸入するものは、大氣にあらで、其周圍に存する羊水或は子宮腔の分泌物、血液流動性の胎糞等の液体のみなりとす。故に假死の状態にて分娩したる小兒の呼吸を初むるや、甚だしき水泡音を聽くべし。

第三百四十一項

初生兒假死の現徴

上記の原因により、假死して分娩せし小兒の現徴次の如し。即ち顔面は青赤色を呈し、頭蓋は長くして斜に壓迫せられ、頭蓋骨は相重疊して、大なる産瘤を現はす。時としては、其骨屈撓或は挫拆せられ、其一部の血管破裂して頭蓋腔内に出血し、腦の歇爾尼亞狀を呈するところあり。

第三百四十二項

胎兒壓迫の原因

胎兒に甚だしき壓迫を受くの原因次の如し。即ち甚だ強くして久しき子宮收縮の頻々發作するに因り、或は胎胞破裂の後、分娩機の著しく遲延するに因り、臍帶の脫垂、纏絡或は結節によりて其壓迫又は牽引せらる



に因り、其他狹窄骨盤過大胎兒困難なる鉗子手術に因る等之なり。

第三百四十三項

高度なる假死に於ける爾他の原因

以上述べたる假死の徴候を現すも、尙ほ更に高度に陥るものあり、其原因たる、母體の強き失血或は疾病の爲めに、胎盤血液の少量且つ不良となりて、胎兒に送られたるとき、或は胎盤の早時剝離若くは臍帶の斷裂に因りて、胎兒血液の一部を亡ひたるさき之なり。

第三百四十四項

母體の衰弱に因る假死 兒の徴候

母體の衰弱虚脱に因り、假死して分娩せる初生児は、

全身蒼白色を呈し、頭蓋骨の縫合及び諸多の關節弛緩し、口裂及び肛門哆開し、臍帶萎みて血液を含まざるものなり。

第三百四十五項

假死せる初生児の處置

假死せる初生児の處置は、先づ其原因を察して之を除くことに注意し、特に呼吸を障害すべき關係を除去するを緊要とす。故を以て、助産婦は新鮮なる大氣の充分に初生児の鼻口に通入すべき様注意するを要す。若し卵膜破裂せずして之を被れるまゝ、分娩せば、直ちに之を破開して、初生児の口内に助産婦の小指を入れ、口腔及び咽頭に存する粘液及び血液を除去すべく、又臍帶の強く纏絡せるを見れば、直ちに之を解除し、臍帶の斷

裂せしものは速に之を結紮すべし。

第三百四十六項 假死せる小兒の人工呼吸法

前項の處置を施して既に呼吸の障害を除去せる後は正しき呼吸を營ましむべき様處置すべし其法輕度の假死に於ては助産婦は臍帶を結紮したる小兒の背部及び足蹠を、手及び柔軟なる刷毛を以て交互に摩擦し更に手掌を以て小兒の臀部を反覆打拍すべし次で列氏二十八度(即ち攝氏三十五度)の溫浴に入れて手及び刷毛を以て摩擦すべし此に因て効なきときは助産婦は己が手に冷水を掬ひ小兒の背部及び心窩に幾回も注ぐべく尙ほ充分なるを欲せば注射器中に冷水を充

し背部及び心窩に強く注射すべし其際他の看護婦をして小兒を浴湯中より出さしめ冷水を注ぎて再び浴湯中に入るべし。

上記せるが如き刺戟を施すも正しき呼吸を初めざるときは更に人工呼吸法を行ふを要す。

其法助産婦は假死せる小兒を溫浴中より取り出し其一手を頸部の下他の一手を臀部の下に置き此兩手の上に兒背を支へ頭部は適度に下垂せしめ茲に於て助産婦は胎兒の軀幹を交互に屈曲し或は伸展して胸部と腹部とを或は接着し或は離開して大氣を肺中に入らせしむ次で再び小兒を溫浴中に入るべし又た助産婦は次の法を施すべし即ち假死せる小兒を溫浴

中に於て、地平の位置に保ち、之が爲め一手は頸部、他手は臀部を支ふべし、而して小兒の身體は全く浴湯中に沈め、只顔面のみを浴湯の外に出すべし、而して助産婦は浴中に於て、小兒の頭の端より足の端に至るまで、交互に徐々に運動せしむべし、然るときは其足端の方に移動するに際し、頭部は臀部と相離るゝを以て、上肢は胸部より離れ、此時恰かも吸氣時の如く、肺中に空気を吸入すべし、又頭端の方に移動するに際しては、兩上肢は左右より胸廓に近接して壓迫を加へ、爲めに肺中の空気を呼出せしむ、此法を施すの間は、常に小兒を溫浴中に在らしむべきものとす。

人工呼吸法の第三法は、即ちシユルチエ氏の振搖術に

して、第四十五圖及び第四十六圖に示せるが如く、假死したる小兒の兩肩胛部は助産婦の兩手を以て握り、即ち其拇指は鎖骨を越えて小兒の前胸部に貼し、示指は後方より回りにて小兒の上臍を握り、他の三指は小兒の背側に貼すべし。

以上の準備を行ひたる後、高く小兒を舉上するときは、兒頭は低き位置となり、腰部屈曲して、骨盤及び足は前方に下垂し、胸廓を壓迫し、胸腔内の空氣壓排せらる。

次で再び小兒を圖に示すが如く、垂下するときは、胸廓は自から擴張せられて、深く空氣を吸入す。以上の法を施すときは、小兒は自然に呼吸を營むに

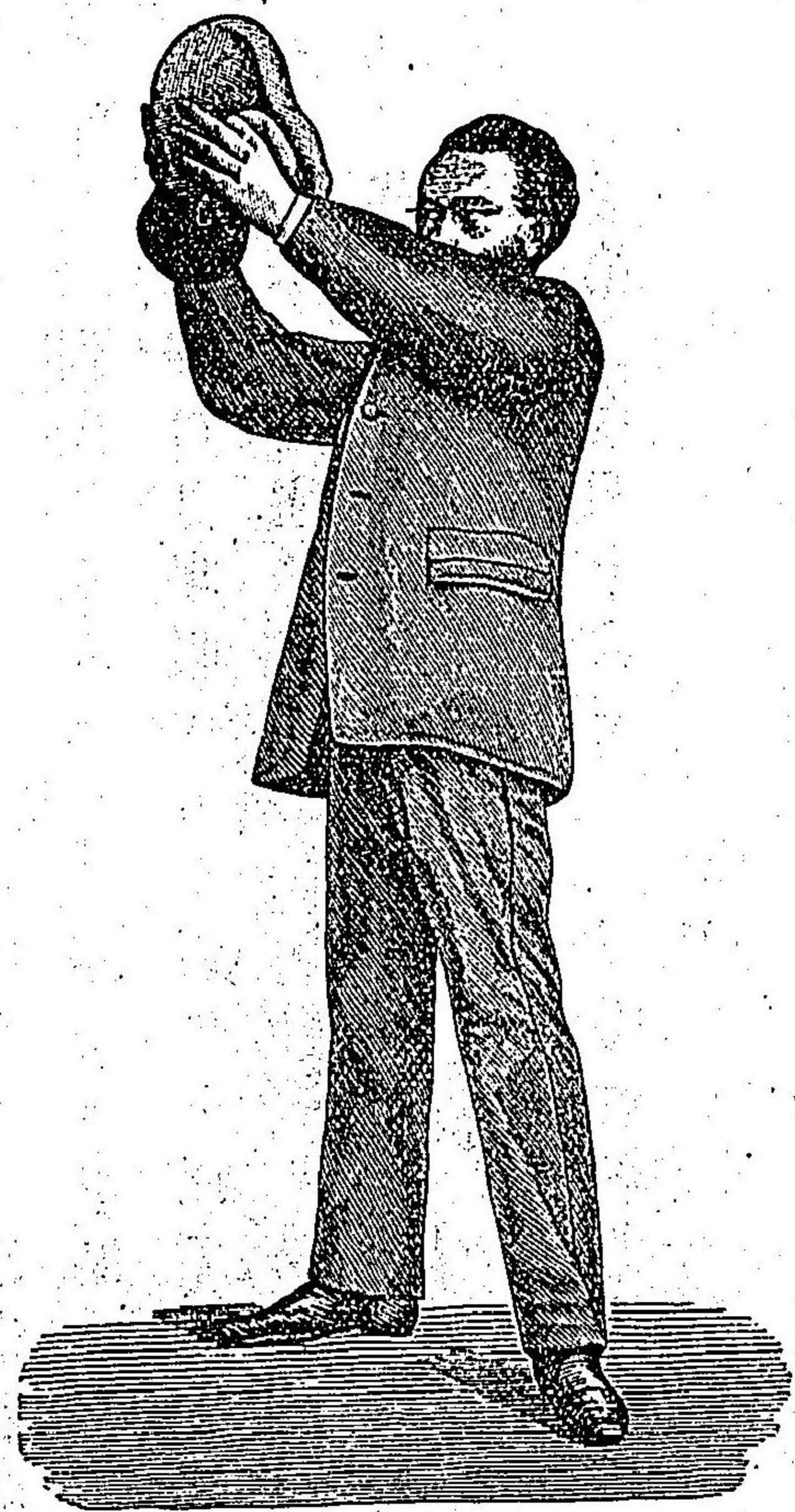
至るを得べし。  
而して此の如き振搖術を行ふには、或る一定の間歇  
時を距て、間斷なく持續せざるべからず。然るときは

圖 五 十 四 第



シユルチエ氏振  
搖蘇生術  
(吸息)

圖 六 十 四 第



シユルチ  
エ氏振搖  
蘇生術  
(呼息)

蘇生の目的を達するに至る。  
上に記述せる人工呼吸法を施すも、尙ほ蘇生の効現  
はれざるときは、助産婦は醫士を依頼せざるべからず。

第三百四十七項

假死せる小兒蘇生時の注意

假死に陥れる小兒は、一二分時間づゝ靜かに浴中に保ちて、其呼吸を營むや否やを窺ふべし、浴湯の溫度は始終平等に列氏廿八度(即攝氏三十五度)を保たしむべく、而して助産婦は其呼吸するや否やを視て、再び之を反覆せざるべからず。

既に蘇生して、小兒を浴湯中より取り出せば、溫暖なる手拭を以て拭除乾燥せしめ、溫暖に保つべし。

第三百四十八項

假死せる小兒蘇生の徴候

假死に陥れる小兒の蘇生せる徴候次の如し、即ち心

動は漸く明かとなりて、其數を増し、青赤色或は蒼白色となれる皮膚は、漸く紅色を帯びて、溫暖となり、冷たき唇開せし口裂及び肛門は閉鎖し、頭は力を生じて下垂する、あごなく、雲時にして諸關節の運動を始め、口角動き始め、眼は漸く開き、呼吸徐々に初まりて、遂に大音を擧げ號泣するに至る。

第三百四十九項

蘇生し能はざる小兒の處置並に蘇生法を施す

前項記する所、其趣を異にし、如何に蘇生法を施すも、小兒の心臓は僅微の運動だも發することなく、頭首及び四肢は、漸々弛緩懸垂し、皮膚蒼白色を呈して、厥冷

漸く其度を加ふるものは、多くは死亡せるものと見做すべし。然るときは助産婦は小兒を温浴中より取り出して顔面を被ふことなく、毛布中に被包して温暖に保ち、靜なる場所に置きて猶ほ數時間注意すべし。之れ此の如きものと雖も、時として蘇生することあればなり。

假死せる初生兒の蘇生するも、猶ほ充分健康に復する能はざるか、或は疾病の徴あるときは、直ちに醫士に治療を依頼すべし。亦た假死せる小兒に蘇生法を施すの間に於ても、産母の出血其他の異常に能く注意を怠らざるべきは尤も緊要にして、助産婦の片時も怠るべからざる件なりとす。

第二一 先天性欠損及び畸形

第三百五十項

初生兒の發育失常

初生兒は時として、其身體に種々なる欠損及び畸形を有して娩出することあり。就中、通常多數なる異常は、兔唇、口蓋破裂、脊椎破裂、無頭、内翻足、内翻手、指趾過剩、指趾癒着、肛門閉鎖、尿道口閉鎖、生殖器畸形、下腹内臓歎爾尼亞、母班、頭部腫瘍、前腹壁破裂、重複胎兒等之なり。

第三百五十一項 初生兒發育失常の處置

助産婦若し初生兒の畸形を發見することあるも、産婦には直ちに之を告ぐべからず、蓋し分娩後時を経ずして、精神の劇しき感動を受くるときは、恐るべき疾病を起すの原をなせばなり。故に斯の如き際には、助産婦

は將來其産母に告べきの方案に就て、親戚の者に謀るを可とす、兎唇、内翻足、指趾の過剩及び癒着、腫瘍等の畸形は醫士の手術に由りて治すべきものなれば、助産婦は豫め之を知らざるべからず、又生殖器の著るしき畸形なるものありては、醫士の診を請ふて、其男女を判別し置くを要す。

第三、頭蓋産瘤、頭蓋血腫及び長く或は斜

に壓迫せられたる頭蓋

第三百五十二項

頭蓋産瘤、頭蓋血腫及び

頭蓋産瘤は、分娩の際皮下に血漿の滲漏するに因りて生ずるものにして、數時間或は一日を経れば、自然に

消散すべきものなれば、特別なる治療を施すを要せざるものなり。然れども、數日の後に至りて尙ほ消散せざるか、若くは却て増大して波動を生ずるときは、醫士の診察を請ふべし。

頭蓋血腫は、血液の頭蓋骨膜下に漏出するに因りて生ずるものにして、多くは其形小さく、一骨の部に限りて發生し、著しき波動を有ず、其皮膚は産瘤に於けるが如く、青赤色を呈することなし。然れども時として一ヶ所に止まらずして、同時に數ヶの血腫を生ずることあり。而して此症は、假令數週にして自然に障害なく治癒すべきものにて、もすべて腫瘍の頭蓋に存するものは必ず醫士の診察を受けしむべし。

困難にして且つ遅延せる分娩に於ては、小兒の頭蓋は壓迫せられて細長となり、或は斜に歪むことあり。然りと雖も、二三日を経過すれば、自から舊に復すべきものなるが故、助産婦の強て其形を復せしめんが爲め、壓迫等を試むるが如きは、大害あるものにして、固く之を禁すべきものなり。

#### 第四、臍の損傷、出血及び焮衝

##### 第三百五十三項

臍の損傷、出血、焮衝並に其處置

臍帶結紮の不完全なるときは、後出血を發することあり。然るときは、助産婦は再び結紮を反覆すべし。臍帶脱落の後、時として臍に損傷を生じて、猶濕潤すること

ありて、爲に小兒に危険を來すべきことあり。即ち若し臍帶動脈に焮衝を發するときは、速に焮衝蔓延して危険なることあり。故に助産婦は臍の損傷を發見せば、直ちに乾燥せる無菌性の綿花を臍部に貼し、更に一片の綿布を被ひて臍繃帯を施し、尙は産母にも之が注意を與へ置かざるべからず。若し臍の赤色となりて腫脹せる時、即ち臍海綿腫を生じたるときは、醫士の診察を請はざるべからず。

臍出血は危険なる症なるが故、直ちに醫士を招き、其來診までの間、助産婦は手指或は乾燥せる無菌性の綿花或は瓦設を以て、出血部を壓抵すべし。

臍若し焮衝を發するときは、紅色に腫脹して疼痛あ



る症狀を現はすべし、然るこきは危険なるものにして、多數の少兒は之が爲めに斃るゝことあり。臍の尙ほ濕潤せる部を粗暴に取扱ひ、又は不潔に處置するときは、其焮衝を發すべきが故、助産婦は其處置に際し、必ず手指を清潔に消毒し、且つ消毒せる繃帶を施すべし。小兒の處置は、常に産褥婦の處置に先だちて之を行はざるべからず。臍に焮衝を發して醫士を招くの必要あらば、其間助産婦は消毒せる無菌性の綿花、或は瓦設を以て、其部を被ふべし。

### 第五、臍歇爾尼亞

第三百五十四項、臍歇爾尼亞

臍帶を強ひて牽引し、或は早時に臍帶を除去し、或は初生兒の劇しき號泣をなし、又は秘結せる糞便を強く努噴して排出するこきに於ては、未だ全く閉鎖せざる臍輪より、腸管或は腹網膜の脱出を來して、臍内臓歇爾尼亞を發すること屢々之あり。之を防ぐには、助産婦は勉めて小兒の排便如何に注意し、始終善良なる便通を得せしむるを必要とす。又た助産婦は小兒の啼泣時に方り、臍輪に内臓の突出を來るを觸れ、或は既に認むべき臍歇爾尼亞を發生せる時は、速に醫士に治療を依頼すべし。

### 第六、下腹内臓歇爾尼亞及び陰囊水腫

第三百五十五項、鼠蹊歇爾尼亞、股歇爾尼亞

亞及び陰囊水腫

初生兒は先天性に鼠蹊歇爾尼亞或は股歇爾尼亞を發するこごあり男子に於ては股歇爾尼亞は陰囊に下垂して陰囊歇爾尼亞となり一種の柔軟なる腫瘍となりて股より陰部に膨隆すべし然して小兒の安靜なるこきに於ては其内に存する腸管は押壓により一種の雷鳴を發して腹腔内に復歸すべし又陰囊内に水液の溜溜する症あり名けて陰囊水腫と云ふ其治療は總て醫士に托すべきものなり

第七、骨傷

第三百五十六項

骨傷

初生兒の骨は甚だ軟弱なるが故分娩に際し容易く

損傷を蒙り易きものにして特に上膊骨及び大腿骨に骨傷を起し易し骨傷を起すの機轉は産科醫或は助産婦が困難なる回轉術を施し又は上肢を挽出し肩胛を挽出するの際等之なり而して若し骨傷を起せるこごは其部に一種軋るが如き音を發し且つ其響を觸知するに由りて徴知すべし雖ごも時ごしては沐浴或は衣服を着けしむる時始めて之を知るべきこごあり骨傷を受けたる小兒は其患ふる所の上肢又は下肢を運動するこごなく若し其患ふる一肢の關節を動揺すれば苦痛の状を呈し局部に前記の如く一種の響を發し速に腫脹するものなり骨傷は醫士の巧みなる治療に因り通常二三週を経れば全治すべきものなるが故助

産婦若し骨傷あるを知りながら、醫士に之を告げずして、遂に不治の不幸に陥らしむるが如きは、大なる罪科なりとす。

### 第八 眼焮衝

第三百五十七項 初生兒眼焮衝  
初生兒に發する眼焮衝は、通常分娩後の第二日に於て、片眼或は兩眼に其初徴を發す。即ち先づ眼瞼粘着し、次に黄色の粘液を分泌し、眼瞼潮紅、腫脹して水様血様遂に膿液を分泌す。此症は速に醫士の治療を受けざれば、遂に眼球を侵し、幸に治癒するも、多く角膜に翳を貽し、又は永久盲目の不幸に陥る事あり。初生兒眼焮衝の原因

産婦の生殖器に於ける膿汁或は粘液若くは妊娠中より既に存在せる淋毒或は創傷膿液より、初生兒の眼に傳染して、眼焮衝の原因をなすもの尤も多し。然して既に病に罹れる眼より分泌する膿液は、亦有力なる傳染の力を有するものなるが故、此の如き分泌液の附着したる手或は布片を以て健康なる眼に觸るゝときは、成人と小兒とに係はらず、直ちに傳染すべきものなり。

第三百五十九項 初生兒眼焮衝の豫防法  
助産婦若し淋疾の疑ある妊婦に會はば、豫め其初生兒に來るべき眼病を防がんが爲め、分娩後其危険を論じて眼科醫の治療を受けしむべし。助産婦は分娩後、直ちに初生兒の眼を反覆洗滌して、眼に附着せる粘液を

除去し其他總て醫士の命ずる所に從ひて處置すべし。尙此の如き婦人に於ては、助産婦は小兒の分娩前醫士を招きて豫め硝酸銀溶液を乞ひ受け、生後直ちに之を點滴すべし、然るときは其焮衝を防ぐことを得べし。

(補) 左の一篇は嘗て校者が助産の業に譯載せられたるもの、今此に登載して参照の便に供す。

○初生兒膿漏性結膜炎(初生兒眼焮衝)の豫防法

一千八百九十六年(即ち我が明治廿九年)十月廿三日獨逸國伯林產科婦人科學會に於ける此問題に對して諸大家討論の結果左の如し。  
初生兒膿漏性結膜炎(淋毒)の豫防法として故ライプツヒ府大學教授クレーデ氏の硝酸銀溶液の點眼を主張せし以來、獨逸國に於ては汎く之を應用し、助産婦

をして常に之を行はしむるに至れり、然るに近來に至り、諸専門家の説により、少しく従前の面目を改むるに至れり、次に之を記述すべし。

伯林大學教授オールスハウゼン氏の説に従へば、二布仙の硝酸銀溶液は、豫防薬として之を用ゆるに適すと雖も、初生兒の多數は、爲めに強き刺戟症を起し、反りて焮衝性症狀を増劇せしむるのみならず、時として非膿漏性患者に點眼する爲め、症狀の増劇せしもの少からず、殊に其母体に於ける續發性傳染毒に於ては、之れを點眼するも、時に無効なる場合あることを述べたり。

シユライン氏は毎常初生兒に二布仙硝酸銀溶液を點滴し、一二の者は強き結膜炎症狀を起したるも、其他の者は容易に治癒を營めりと、且つ同氏は此の如き患者

に向て、第一着に冷巻法を施し、翌日更に一布仙の古加  
乙澀溶液を點眼すべしといり。  
伯林大學教授グツセロ氏は多年二布仙の硝酸銀溶  
液に代ゆるに、一布仙の全溶液を以てし、大に良成績を  
得、且つ毫も刺戟症状のなき事を得たり、從て可及的弱  
溶液を使用するの佳良なるを主唱せり。  
産科婦人科専門家クチェンピン氏は三布仙硝酸銀溶  
液に代ゆるに、千倍の昇汞溶液一二滴を點眼せしに、毫  
も刺戟症状なく、佳良の成績を得たりと云へり。

第三百六十項

初生兒眼焮衝に關する規

助産婦は初生兒の眼焮衝なるを知りし時は、一千八  
百九十三年六月廿二日發布せられたる次の規則に従

ひ處置すべし。

規則第四條、助産婦は分娩後初生兒の眼に附着し  
たる粘液を拭除し、注意して之を清潔となし、尙其他の  
全身をも能く清潔に洗滌すべし。眼の拭除に際しては、  
助産婦は軟かき布片を清潔なる水で以て靜かに外  
眥の方より内眥の方に向ひて拭去す、而して此際凡て  
壓迫及び摩擦等を施こして刺戟することを避けざる  
べからず、又其際決して海綿を用ゆべからず、且つ助産  
婦は其處置を終へたる後、更に自己の手指を清潔に消  
毒すべし。

第五條、分娩後第一日に於て、初生兒の兩眼或は片  
眼に疾病の徵候現はれ、即眼瞼の粘着腫脹及び發赤等

を發見せば、直ちに醫士を招くべし、若し遅延して數時間を過ぐる時は、治し難きに至るものあり、而して助産婦は自ら眼病を治療すべからず。

初生兒の親戚等の醫士に診察を受くるを遅延し、或は之を拒むものあるときは、助産婦は懇に其危険を諭し、若し尙ほ肯ぜざるときは、直ちに區長或は區醫に書面或は口頭を以て届け出づべし。

助産婦は此の如き患者に接したるときは、其近親或は近隣の小兒に眼焮衝の傳染せざる様注意し、決して眼焮衝を患ふる小兒に近かしめざるべきことを諭すべし。

以上の規則は助産婦の嚴に守らざるべからざる處

なり、若し之に違ふときは、百五十七マルク（即ち我が凡そ七十五圓以内の罰金、或は六週間以内の禁錮の刑に處せらるべし。

第六條 醫士の來診迄に時間を要する時は、助産婦は次に記する方法に據りて清潔法を施し、或は其母又は附添の者に、其の病眼の清潔法を教へざるべからず。

第七條 初生兒病眼の清潔法は次の規則に従て之を行ふべし、即清潔なる綿花或は瓦設或は全く清潔なる麻布を取りて、清潔なる水中に浸し置き、之を絞りて、決して壓迫又は摩擦を加ふるこなき様注意して、眼瞼の間に存する粘液を拭去すべし、而して眼瞼の間に存する粘液は恰かも鼻側即ち内眥の方に向ひて集り

居れるものなるが故、此部に於て拭去すべし、次で拇指を以て上眼瞼を徐かに上方に翻轉して、流出する粘液を拭ひ、更に下眼瞼を徐かに下方に牽下して、流出する粘液を拭ひ去るべし。

若し膿様粘液の爲めに、固着して眼裂の閉鎖せることは、清潔なる布片を清水に浸して、暫時之を眼瞼上に貼すべし、之に由り粘液の凝塊溶解して自から眼裂を開くを得るに至る。

病眼の清潔法を行ふに供する水には、決して乳汁若しくは石鹼等を混ぜずべからず。片眼の疾病に罹れる者にありては、助産婦は健眼を拭ふに決して病眼に用ゐたる布片を用ゆべからず、又

た此の如き患兒を臥せしむるには、病眼の方を下にし、健眼に膿汁の流れ込まざる様注意すべし。

第八條 既に醫士の診察を受たる後は、其の清潔法及び爾他總ての處置は、悉く醫士の意見に従ふべし。

第三百六十一項

初生兒の眼に於ける光線の注意

劇しき光線は、初生兒の眼を衝を發する者に非ず、雖ごも、助産婦は常に注意して、眼病ある初生兒は勿論、一般初生兒の眼に日光、電燈、蠟燭、或は油燈等の如き、劇しき光線を直射せしむることを避くべし、之れ斯る劇しき光線に感ずるごきは、眼球の深部に病を發して、終に盲目となるの不幸に陥るごこあればなり、斯の如き

理由あるが故、初生兒の臥床は必ず日光或は燈光等の、小兒に直射せざる様構造すべし。其他劇しき光線の直射を避くるが爲めには、網の上には、紗の如く目粗く織りたる薄き布片を張れるものを以て、其顔面を覆ふも可なり。

但し、上述の理を偏守して過度に室内を暗黒と爲し置くが如きは却て其健康を害するものなれば常に適當の度を保つべき様注意すべきなり。

第九、乳房の腫脹及び焮衝

第三百六十二項

初生兒乳房の腫脹及び焮衝

初生兒の乳房は、其男女に係はらず、往々腫脹するこ

ごありご雖ごも皮膚の變色及び疼痛等を件はざるものにして、此の如きものにありては、成るべく其觸接するここを避け、綿花を以て被包し、勉めて其刺戟を避くるごきは、自から治癒すべきものなり。然れごも時ごしては焮衝を發し、發赤腫脹して疼痛を發し、化膿して遂に破開するごごあり。此原因時ごして不熟練なる助産婦の誤て乳房を壓搾せし罪に歸すべきものあり。此の如き症は醫士に治療を托するを可とす。

第十、驚口瘡

第三百六十三項

驚口瘡及び其豫防法

驚口瘡は舌及び頬の内面、口蓋、口唇等の口腔粘膜に數多の小なる白斑を生じたるものを云ふ。稀には白斑



夥だしく密生して、口内全く白色となるものあり、驚口瘡を患ふる小兒は、哺乳に際して口内に疼痛を發するを以て、啼泣して哺乳充分ならず、隨て其成長を妨げ、時として其生命をも危険ならしむるに至るものあり。其の原因は、清潔法の行届かざる爲に發するものにして、即ち乳頭を清潔に保たざるこき、哺乳器及び護膜吸子の清潔ならざるこき、小兒に布製の吸子等を啣ましめしこき等之なり。之が治療法は、上記の原因を避け、清潔法を嚴守して、微菌の傳染を防ぐを必要とす。而して小兒に哺乳せしむるの前後には、必ず注意して乳頭を清潔なる水にて洗はしめ、小兒の口内をも清潔なる水に浸せる麻布を

以て拭ふべく、哺乳器殊に其の護膜吸子は、屢々酸敗性の臭氣を發するものなれば、常に注意して斯の如き臭氣なき様清潔に保つべし。通常俗間に用ゆる所の木栓と護膜管を有する哺乳器は、便利なるものなり。雖ごも、清潔法を行ふには至つて不適當なるものにして、屢々完全なる清潔に保ち難く、爲めに小兒をして病に罹り易からしむるの恐れあり。故に哺乳器は最も單簡なるものを撰ぶを良とす。助産婦は驚口瘡を發見せば、直ちに清潔法を施行し、若し廿四時間以内に治癒せざるこきは、醫士の治療を請はしむべし。而して驚口瘡を患ふる小兒に授乳せしめたる婦人は、決して他の健康なる小兒に授乳すべからず、之れ容易く傳染するの虞あり。

るが故なり。

### 第十一、嘔吐及び下痢

#### 第三百六十四項

#### 嘔吐下痢及び其處置

小兒の十分に哺乳せるの後は、其嘔下せる乳汁の一部を吐出することあり。此の如きは病に非ざるものなり。然れども若し反覆吐乳するが如きことあらば、助産婦は餘り長く哺乳せしめざる様、産母に注意を與ふべし。又た嘔吐に下痢を併發せるときは、必ず醫士の診察を受しむべし。

時として、初生兒は血液を吐出し、或は直腸より血様便、又は半ば變化せる血液若しくは血液を排泄するにあり。此の如きものは、往々乳頭の損傷部より出た

る血液を嘔下せしに原くことあれば、其原因を確め、果して其損傷あらば、其の治癒するまで、授乳を節するか、或は全く之を止むべし。又た小兒の腸管より出血して、之を吐出し、或は通利するものなるときは、甚だしく蒼白色となりて衰弱するものなり。此の如き症は危険なるものなれば、直ちに醫士を招きて治療を依頼すべし。

### 第十二、腹痛及び便秘

#### 第三百六十五項

#### 鼓腸腹痛及び便秘

小兒は屢々鼓腸を發して、腹部の緊滿することあり。其小兒は頻りに啼泣して、劇しく下肢を運動し、或は牽縮し、或は伸展して不安の状を呈し、多くは便秘を兼ねるものなり。其原因は、常に不適當なる食餌、或は感冒な

りこす。而して此の如き小兒には、稀薄なる加密封浸の灌腸を施し、毎日一二茶匙の加密封浸或は茶を投じ、下腹は温暖なる「フラネル」を以て被包し、其被服蒲團等にも注意し、勉めて温暖に保つを要す。又た小兒の便秘せるものには、加密封浸の灌腸を施して便通を得せしめ、固形の食物を禁ずべし。牛乳は稀薄となすか、或は食餌の不充分なる牝牛より搾取せし乳汁を撰びて與ふべく、母乳或は乳母にて養育せられたる小兒の便秘するときは、産母或は乳母は一時食物を改めて、可成淡泊なるものを撰び、加密封浸を服用し、適度の運動をなすべし。助産婦の上記せる如く處置するに係はらず、其効なきときは、醫士に治療を托すべし。

第十三 吃逆

第三百六十六項 吃逆

吃逆とは、横隔膜の痙攣するものにして、通常急劇に哺乳せしめし後、或は冷るたる時に發するものなり。故に哺乳は成るべく徐々にして、時々中止すべく、衣服は常に温暖にして、乾燥せるものを用ゆべき様注意すべし。吃逆を發せる小兒には、一二茶匙の温暖なる砂糖湯を與へ、或は少量の糖末を舌上に塗布することを試むべし。

第十四 痙攣

第三百六十七項 痙攣

小兒は屢々諸種の痙攣に罹り易きものなり。而して

痙攣を發するときは、眼球轉振し、顔面痙縮し、口角牽縮して、屢々恐怖の状を呈し、固く手を握りて、著しく不安となり、一種異様の聲を發して啼泣す。其原因は、鼓腸胃の膨滿感、胃其他の重症及び授乳婦の精神感動等之れなり。此の如き症に於ては、助産婦は直ちに醫士に治療を依頼すべし。

### 第十五、丹毒

#### 第三百六十八項

#### 丹毒

丹毒は初生兒に於る危重の疾病にして、通常臍或は陰部に初發し、其部發赤腫脹して速かに他部に蔓延するものなり。此症に罹れる患兒は衰弱し、微聲を發して啼泣し、十分哺乳せずして甚だしく不安の状を呈す。其

高度の症にありては、健康の人に傳染することを避けざるべからず。助産婦は此症を認めなば、直ちに醫士を招くべく、且つ直ちに産婦或は褥婦を處置することを禁ず。必ず第七十七項第六節に記述したる所に從ひて、嚴重なる消毒法を行はざるべからず。

### 第十六、黄疸

#### 第三百六十九項

#### 初生兒黄疸

初生兒の黄疸は最も屢々發する所の症にして、全身の皮膚は綠黄色より茶褐黄色となり、糞便は黃綠色、綠色或は濃褐色となるものなり。普通の症に於ては、小兒の狀態に異狀なく、唯高度の症に於てのみ、羸瘦するに至るべし。

黃疸は暫時の間に突然發することあり、或は少時間にして高度に達することあるが故、直ちに醫士を招かざるべからず。

第十七、擦傷

第三百七十項

擦傷及び其處置

凡て小兒の皮膚は軟弱なるが故、屢々陰部或は臀部、股間、膝窩、腋窩及び頸部等に於ける皺襞、初め發赤し、次で擦傷を生ず。殊に脂肪に富める小兒或は早産兒に發し易し。畢竟不潔に因りて起るものにして、殊に襁褓、褌衣の如きものは、盡く熱湯を以て洗濯すべし。唯に温湯或は水にてだも洗濯を施さずして、不潔の儘に放置し、之を着せしむるが如きものに於ては、必ずや之を

生ずべく、既に之を發するときは、小兒は疼痛に堪へずして頻に啼泣すべし。

此の如き小兒に於て、助産婦は其衣服に注意し、不潔と濕潤を避けて、勉めて清潔に保ち、毎日數回反覆して清潔なる微温湯を用ゐ、患部を洗濯し、尿の爲めに濕潤せる襁褓及び褌衣の類は、直ちに柔軟にして乾燥、温暖なるものと交換し、擦傷を生じて濕潤せる皮膚の皺襞は、温浴中に於て柔軟なる布片或は綿花を用ゐて徐かに之を洗滌し、浴後乾燥せる綿花を以て拭ふべし。斯するも擦傷の尙ほ治癒せざるか、或は潰瘍を生ぜんとする時は、醫士の治療を受くべし。

第十八、汗疹

第三百七十一項

汗疹

汗疹(第三百二十四項)を見よは皮膚に密生する無數の小發疹にして、度を過ぎて溫暖に被包せるに因りて生ずるものなり。故に之を防ぐには被包の度を適宜にし、始終適當の溫度を保たしむべく、且つ毎日列氏廿七度の溫浴を行ふべし。

第十九、水泡疹

第三百七十二項

水泡疹

水泡疹は黄色澄明の液を充たせる水泡にして、其大さ豌豆大より其以上の大を有するものありて、或は一ケづゝ孤立して發生し、或は無數の水泡相集まりて、全身諸部の皮膚に發生すべし。斯かる多發せる者は多く

は、先天性徽毒に見做すを得べし。然れども、此疹は亦助産婦或は看護婦の不潔なる手指を觸接するに因りて發生することありて、其水泡六乃至九日を経過して破裂するときは、危険なきに非ず。而して此の水泡疹は、小兒及び大人の論なく、容易く傳染すべき者なるが故、助産婦は能く他に傳染せざる様注意せざるべからず。尙ほ助産婦は斯の如き患者に會はゞ、先づ清潔に保ちて後、醫士の治療を請ふべし。

第二十、頭部の鱗屑狀皮脂漏

第三百七十三項

頭部の鱗屑狀皮脂漏

小兒は分娩後一週乃至一ヶ月にして、往々前頭或は顛頂部に於て、大顛門の近部に灰白色、鱗屑狀の皮膚病

を發するところあり其原因は大抵清潔法の完全ならざるに由るものなり故に助産婦は日々の入浴に際し石鹼を用ゐて頭部を洗滌し之を豫防すべく已に發生後に於ては温浴時に卵黄或は阿列布油と石鹼を用ゐる之を軟化せしめて洗滌し治癒に至るまで數回之を反覆すべし。

### 第二十一、乳皮様痂

#### 第三百七十四項

乳皮様痂即ち濕疹

乳皮様痂即ち濕疹は小なる透明の小泡疹にして之を破裂すれば稍々粘稠なる水様液を流出し帶白黄色若くは茶褐色の結痂を生じて乾固す而して多くは顔面殊に頰部に初發し漸く他部に蔓延し甚だしき瘙痒

を感ずるを以て小兒は常に搔爬或は摩擦し爲に出血を來すもの多し。

### 第二十二、小兒疾病概論

#### 第三百七十五項

小兒疾病概論

小兒は生後一ケ年中に於ては上記の疾病の他猶ほ助産婦の知らざる諸種の疾病に罹ること甚だ多きものなり故に其際助産婦は小兒の疾病に罹れることを覺りて其近親に知らしむること尤も必要なりとす一般に疾病に罹れる小兒は衰弱せる力無き聲を發して啼泣し音調變化して苦痛の狀を示し屢々呼吸を停止して著るしき不安の狀を呈し睡眠せず或は昏睡狀に陥り哺乳を廢して食物を欲することなく顔色は灰白

或は黄色を呈して、氣力憔悴し、若し發熱するときは、身體熱く、呼吸促迫して、屢々四肢を攣縮し、眼球を轉振し、糞便は綠色を帯びて下痢を發し、又は却て秘結する等、諸多の徵候を呈するを以て知るべし。

小兒に於ける耳の焮衝性疾患は、將來聾啞となるに至るもの稀ならず、之症は粘液或は膿性の分泌物あるを以て徵知すべし、然れども亦屢々不注意或は等閑に付し、或は不當なる治法を施すにより、焮衝の増悪するここあり、斯かる際には、助産婦は其不幸の結果を來すここあるの危険を其親に諭すべし。

助産婦若し小兒疾病の徵候を認めなば、其疾病の何たるを問はず、之を近親に告げて、醫士の診察を受けし

むへきの責あるものなり。

### 第五章

助産婦に許可せられたる治療

#### 第一、灌腸法及び肛門坐藥

##### 第三百七十六項

緩和灌腸刺戟灌腸、鎮痙灌腸及び肛門坐藥

緩和灌腸は腸管内に蓄積せる硬固なる糞便を軟化し、排泄を容易ならしむるの方法なり、之の灌腸に供する最も適當なるものは、清潔なる微温湯或は粘液様若くは油様の液體、即ち稀薄なる沙列布漿或は加密列浸に、二食題の阿列布油又は蓖麻子油を混和せるもの、或は稀釋せる牛乳等にして、其量半乃至一「リッテル」を用



ゆべし。

刺戟灌腸は、腸管の作用を興奮せしむるの用に供するものにして、上記せる微温湯、粘液或は油様の液體に、一茶匙の食鹽を和するか、或は刺戟性弱き石鹼の指尖大の一片を屑り、或は細挫して、之を溶解し用ゆべし。小兒に對しては、此の如き灌腸は強劇に過ぐるが故に、唯清潔なる微温湯の四分の一リツテル位を用ふるを可とす。而して其内に一茶匙の單舍利別或は砂糖を加ふれば更に佳なり。

鎮痙灌腸は、大人及び小兒を問はず、凡て痙攣を患ふる際に、必ず施行すべきの法にして、強き加密列浸を可とす。

灌腸に供する水は、總て微温にして列氏二十度乃至二十五度（即ち攝氏二十五度乃至三十度の溫度を適當とす。但し灌腸は過ちて冷かに過ぎたるは、寧ろ熱きに過ぎたるよりも、危害少なきものとす。而して之を行ふには、患婦を仰臥せしめ、臀下に枕子を挿入して、稍々高舉し、次で灌注器の嘴管を七仙迷若くは八仙迷程深く、肛門内に挿入して、灌腸液を注入すべし。

從來一般に使用せる處の灌腸器は、之を用ゆることを廢し、勉めて灌注器を使用すべし。之を用ゆるに際しては、注意して灌腸液を混和し、嘴管は充分清潔となし、液体を容れたる灌注器を高く舉上して、液體を少しく流出せしめ、護謨管中に存する空氣を全く排除し、以

て液體のみを灌腸せざるべからず。然る後、壓搾嘴管を閉鎖したる儘、其嘴端を直腸内に向ひて、稍深く挿入し、灌注器は肛門より凡そ半迷（即ち我が一尺五寸）の高さに保ち、壓搾嘴管を開きて之を灌腸すべし。若し液の流入一時停止するときは、嘴管を一仙迷程前方に退却せしめて、徐に左右前後の運動を施すべし。然るときは液は再び流入するに至るものなり。小兒に之を用ゆるは、只僅に嘴管を二仙迷深く挿入するを以て足れり。こす灌腸を施したる後は、使用せる灌注器及び嘴管を能く清潔にせざるべからず。

特に小兒に於ては、直腸内に肛門坐薬を挿入するときは、尤も單純にして規則正しく大便を排徐するを得

べし。之に向ひて尤も佳良なる坐薬は、柔軟なる石鹼にて、長さ三仙迷、基底一仙迷を有する圓錐形に切り造れるものにして、用際に、華攝林或は虞利斯林を塗布し、徐々に肛門内に挿入し、括約筋を越へて其深部に送入すべし。

第一、腔内灌注法

第三百七十七項

止血灌注、清潔灌注及び其方法

止血灌注は、出血を止むるの目的に於ける腔内灌注法にして、殆んど常に冷水を用ゆれども、稀には列氏四十度（即ち攝氏五十度）の熱湯（第二百八十三項を見よ）を

用ゆることあり。時として只煮沸を経たる水、或は水と醋とを等分に混和せる液を用ひ、又た三布仙即ち三十倍石炭酸水を用ゆることあり。然れども是等の者は、凡て醫士の指揮に従ひて行はざるべからず。

清潔灌注は、清潔ならしむるの目的に於ける腔内灌注法にして、止血灌注と大に其趣を異にし、列氏廿八度（即ち攝氏三十五度）の煮沸を経たる水を用ふ。

腔内灌注には、助産婦は前項記述せる灌腸に於けると同じく灌注器を用る、其尿管は豫め之を消毒し、止血の目的に於ても、亦清潔の目的に於ても、背臥位に於て、殆ど六仙迷乃至八仙迷深く腔内に挿入すべし。石炭酸を溶解するには、灌注器中に於て石炭酸と水

とを同時に入るゝことなく、必ず他器に於て全く溶解せしめ、然して後灌注器中に移さざるべからず。

### 第三、「カテーテル」使用法

#### 第三百七十八項 「カテーテル」使用法

「カテーテル」の使用法に就ては、既に第二百二十九項に於て略之を述べたり。雖も、尙ほ此項に於て一二の注意を追記せん。助産婦の使用すべき「カテーテル」は新銀製より成り、其表面は常に鏡の如く滑澤に琢磨し、又其内部も常に清潔に保たざるべからず。而して之を使用したる後は、毎回十分時間水中に於て煮沸して、再び使用するに至るまで無菌性の瓦設中に保存し、之が使用に際しては決して粗暴に取扱ひ、或は被衾濡

團の下等に於て排尿の爲め挿入するが如きことあるべからず必ず能く陰部を開き尿道口部を容易く認識して後之を挿入すべし。

### 第四、體溫計測法

#### 第三百七十九項

#### 體溫計測法

既に第四百十九項に於て説明せしが如く助産婦には體溫を計測するを最も必要なるの件とす即ち體溫を計測するときは其病の初期に於て速に之を發見し得べきのみならず其經過の如何をも徴知し得べく實に助産婦に於て必要欠くべからざるの具と云ふべし故に助産婦は常に之を携帶し産婦或は産褥婦に於て計測することを勉むべし體溫器は血溫に對し攝氏の

制に従ひて百度に區劃せらる。

助産婦體溫を計測せんご欲するときは先づ檢溫器の最下端なる球部を手にて握り以て之を乾燥せしめ次で婦人に於ける腋窩の汗液等を拭ひて之を乾燥せしめ檢溫器の球部が恰かも腋窩の中央に觸るべき様腋窩に挿入し之を閉鎖するが爲め婦人の上膊を胸廓に向ひて軽く壓迫する程に接着し其肘關節は一側の手を以て保持固定せしめ斯くして十五分時間を経たるの後之を檢して尙ほ依然體溫昇騰するとなければ尙ほ暫時之を止めて更に之を檢し愈々昇騰せざることを確實なるを認めて之を腋窩より外づし其昇點を知るべし。

検温器を使用せるの後は、微温湯中に於て之を洗滌すべし。決して熱湯を用ゐ、或は過度の温室に置くべからず、之れ硝子管の破裂する虞あればなり。

### 第五、茶劑製法

#### 第三百八十項

#### 茶劑製法

飲料となして身體を温暖ならしむる茶劑には、提擡樹花一握を取り、熱湯を注ぎ、篩を以て濾過し、適宜の温度を與へて用に供すべし。

加密列浸を温奄法に供せんご欲せば、加密列花に適宜の熱湯を注ぎ、蓋を以て被覆して、永く之を浸漬し置くべし、然れども之を浸出すること久しきに過ぐることは、花の香氣を失するものなり。奄法を施すには、綿布

を重疊して此温液中に浸し、之を搾りて其温暖なる内、速かに奄法せんご欲する部を被包すべし。

粘液様の液を製するには、亞麻仁末、或は碎挫燕麥を十五分時間水中にて煮熟したる後、濾過し、又澱粉沙列布末等は冷水を混じ、次で温湯を注ぎ、十五分時間乃至半時間其透明粘液状となるに至るまで煮熟すべし。

### 第六、温奄法及び寒奄法製法

#### 第三百八十一項

#### 温奄法及び寒奄法

奄法には、温奄法及び寒奄法の二種あり、又温奄法中に濕性と乾性の二種あり、而して最も單簡なる濕性に、温奄法は、數片の麻布を温湯中に投じて之を搾り、廣げて數層相重ね、以て平らかに之を目的の皮膚に貼すべし。

し。  
 濕性温奄法の一種なる粥奄法を製せんご欲せば、碎挫せる亞麻仁、亞麻仁粉末或ひは碎挫せる燕麥を水或は牛乳中に於て永く煮熟し、濃厚なる粥状をなすに至らしむ。次で之を取りて柔軟なる綿布に包み、其皮膚に貼すへき一側は唯一枚の綿布を以てすへき様すへし、而して其温度は眼瞼に貼して之を検し、久しく此部に貼して耐へ得るを以て適度とすへし、斯くして之を目的の部に貼し、其温を保存せしむる爲め、厚き「ラネル」或は綿花を以て被ふべく、其温を放散せば、更に之を暖たむへし、既に其酸敗様の臭氣を發するものは用ふべからず。

乾性温奄法は、温めたる麻布或は毛布の手拭を皮膚上に貼するにあり。  
 寒奄法は、數層に重ねたる麻布或は綿布を、冷水又は醋と水と等分に和せる液中に浸漬し、或は氷片上に置きて適度に寒冷となし、之を搾りたるものを皮膚に貼すべく、其温暖となれる時は、屢々之を交換するを要す。氷嚢には豚或は牛の膀胱を良しとす。雖ごも、護謨製の嚢は一層佳良なるものなり。之を用ゐんご欲せば、上記の氷嚢に小片となせる氷を入れ、其目的とせる皮膚に、清潔なる一片の濕ひたる綿布を敷きて、氷嚢を貼すべし。其氷の溶解し盡せるごきは、更に新鮮なる氷片と交換すべし。

所謂プリニツ氏の奄法とは、寒冷にして濕潤せる手拭を取りて、皮膚上に置き、更に「ラチル」を以て之を覆ひ、其温暖なるに至るまで放置するものなり、而して此法は多く醫士の用ふる所なり。

### 第七、芥子泥製法

第三百八十二項 芥子泥の製法及び用法  
芥子泥を製するには、新鮮なる芥子末に少量の温湯を注ぎて濃厚なる泥状のものとなし、之を攪拌して固有なる芥子の強き香氣を發つに至るべし、然して斯く製せる泥を薄く綿布に塗抹し、時機に應じて之を十分時間より半時間位、皮膚に貼し置くものこそす。但し皮膚の極めて薄弱なるもの、或は甚だ感覺の鋭敏なるもの

にありては、皮膚と泥との中間に一枚の瓦設を敷くを可とす、其知覺の鈍麻なるものにありては、局部を豫め醋を用ゐて紅色に至るまで摩擦し、然る後之を貼するを良とす。又た之が代用として芥子精に綿布或は紙片を浸して貼し、或は芥子紙を冷水に浸して貼するを得べし。

### 第八、水蛭及び吸角使用法

第三百八十三項 水蛭及び吸角使用法  
助産婦は醫士の命令に従ひて水蛭を婦人或は小兒に用ふべきことあり、其使用の部位、水蛭の數及貼用後出血時間の長短等は、一に醫士の命ずる所に従ひ、水蛭は藥局に就て需むべし。水蛭は久時暖所に置くべから

ず之れ温暖なれば其性疲勞し易きを以てなり、若し水蛭の勢弱きを見れば稀薄の酒類殊に麥酒を注ぎて之を活潑ならしむべし、而して之が使用に際しては豫じめ其局部を清潔に拭ひ、後水蛭を貼すべし、水蛭の吸啜充分ならざるを見れば少量の糖水或は牛乳を以て其部を潤すを可とす、唯二三條の水蛭を貼用せんと欲せば、綿布に水蛭を包みて其頭のみを露出し、一條づゝ順次に吸着せしめ、盡く皮膚に固着するまで之を保持すべし、又た小なる局部を限り、假令は齒齦の如き部に水蛭を貼せん、欲せば水蛭を適宜の太さを有する硝子管中に入れ、之れより吸着せしむべし、之に反して多數なる水蛭を一時に用ゐん、とせば、必要丈の水蛭を吸角或は

適度の「コップ」中に入れ、其器の開口せる部を皮膚に貼して吸着せしむべし、既に充分血液を吸取せる後は、自から落つるものなるが故、之を「コップ」中に入れ置き、綿布を以て密に蓋ふべし、若し水蛭の久時落ちざることあるも、必ず強て之を牽引して離すが如きことを試むべからず、此の場合には、僅微なる食塩を撒布すれば、自から直ちに落下すべし、既に水蛭の落ちたる後は、局部を微温湯に浸せる清潔なる綿布を以て、出血の全く止まるまで拭ふべし、此際綿布に代ふるに海綿を用ふべからず、其の出血を止むるには、各々の吸痕を綿布にて壓抵すべし、斯くして久時壓抵を持續し、尙ほ出血の止まざるか、若くは動脈よりする衝突状の出血を發する



ここあらば助産婦は直ちに醫士を招くべく、其來診迄の間は手指を以て出血部を壓迫すべし。小兒に於ては、時として水蛭の吸痕より強き出血を來すことあるものなるが故、助産婦は寧ろ初めより其處置を醫士に托するを可とす。其已むを得ざる場合には、皮膚の直下に骨の存する部を撰びて此處に水蛭を貼すべし。斯くすれば出血に際しても、壓迫によりて容易く止血せしめ得るの便あり。

醫士の水蛭を腔部に貼用せんことを欲するに際しては、必ず子宮鏡を使用すべきものなるが故、助産婦は其命に従ひて能く助手の務を完ふすべし。若し過て水蛭を嚥下せるものあるときは、直ちに食鹽水を飲ましむべし。

し之に因りて水蛭は直ちに死して害を醸さざるものなり。

往時醫士は屢々吸角を稱用したれども、現今に至りては殆んど之を用ゆるもの之なし。然れども若し之を用ゐんと欲する醫士あらば助産婦は須らく其指揮を受けて之を處置すべし。

分娩記錄一覽表

助產婦 住 所  
何 某

番 號 一、	産 婦 の 姓 名、 職 業 及 住 所 二、	産 婦 年 齡、健 康、 分 娩 第 何 回 目、 公 生、私 生 の 別 三、	陣 痛 初 發 の 月 日、 助 産 婦 到 着 の 時 刻、 四、	小 兒 及 び 後 産 婦 出 の 月 日 及 び 時 刻、 五、	小 兒 分 娩 時 の 位 置、 即 ち 頭 蓋 位、骨 盤 端 位、 顔 面 位、斜 位 の 別 六、	小 兒 男 女 の 區 別、 七、	小 兒 は 生 活 せ る か、 分 娩 時 死 亡 せ る か、 腐 敗 し 居 り し か、 八、	小 兒 は 充 分 成 熟 せ る 或 は 未 だ 成 熟 せ ざ る 九、

分 娩 時 醫 士 の 手 術 を 要 せ し か、 何 故 に 手 術 を 要 せ し か、 十、	助 産 婦 は 何 故 に 醫 士 の 助 け を 乞 ひ し か、 如 何 な る 醫 士 が 人 工 的 に 分 娩 せ し め し か、 産 婦 は 病 に 罹 り し か、 何 病 に 罹 り し か、 十一、	産 婦 の 死 亡 せ し ば 何 日 なる か、 十二、	小 兒 の 營 養 物		小 兒 は 疾 病 に 罹 り し か、 眼 疾 衝 を 發 せ し か、 十三、	小 兒 の 死 亡 せ し ば 何 日 なる か、 十四、	醫 士 に 對 して の 特 別 な る 注 意、 十五、
			母 乳 なる か、 授 乳 の 時 日、 十四、	人 乳 に 換 ら ざ れ ば 何 品 を 用 ひ し か、 十五、			


# 附録

## 助産婦の義務及び責任

### 第三百八十四項

經驗少く或は休業せし

助産婦に開業を許すの

規定

助産婦試験に卒業せる後二年を経過するも未だ依

頼者なきか若しくは二年以上其業を廢せるもの再び營

業せんと欲する時は助産婦學校に入學して數週間實

地に就て演習し其校長の成績保證書を受くるを要す

第三百八十五項 規約及び學課の遵守

助産婦の職務に對して誓詞を立てたるものは其職

責を果さんが爲め常に次の件に注意すべし。

助産婦は法定の規則職務上の規約及び教科書又は教師より受けたる教を嚴重に遵守せざるべからず加之ならず常に教科書を復習し又新刊の助産學に就て最近の進歩を知るを要す。

第三百八十六項 徳行の嚴守

助産婦は宗教の大義に遵ひ至善の徳行を守るべし之に因りて其職務を完全に悉すことを得べく其依頼せる産婦よりも厚き信用と尊敬を受くべし。

第三百八十七項 住居の制規

助産婦は所屬區醫の議決に因りて其地方廳より自由の許可を受くるに非れば其指定せられたる區内に

住すべし。

第三百八十八項 徳義の履行

助産婦は其職務上より知り得たる總ての事件を他人に語るべからず殊に不具畸形疾病等の如き其健康を障害すべきものに非るも又堅く秘密を守るを要す又産家の經濟及び内情等に關しても之を漏すが如きことあるべからず然りと雖も若し墮胎及び小兒を殺傷せしが如き法律上の罪を犯せることを知らば必ず其趣を届出べし。

第三百八十九項 助産婦平素の準備及び其職に對する義務

助産婦は常に豫め必要なる準備を整ひ其晝たるこ

夜たるを將た何の時たるに係はらず最も速に救助の依頼に應ずべし其職務以外の事件に因り許可を受けずして外泊するを得ず特に妊娠末期に迫れる妊婦を引受け居らば晝間と雖も止むを得ざるに非るよりは外出すべからず若し止むを得ずして外出するにあらば其外出中必要の人は何處に來るべきことを言ひ置くべし假令貧者或は甚だしき不潔の者若くは傳染病者と雖も其依頼を謝絶するが如きことあるべからず其分娩に際し助産婦が盡すべきの義務は貧富によりて一毫たも差異あるべきものに非ず但し助産婦が所屬區内の貧者を所置せるに對しては區廳より相當なる報酬を交付せらるべし

第三百九十項

同時に兩産家より依頼を

助産婦現に一の貧窮なる者の分娩に臨みて之を處置せるに際し更に他の産婦より招かれたるに方り助産婦故らに其速かなる分娩を促がし或は後産未だ娩出せずして後出血の危険あるに係はらず其儘に放置して他に去らんとするが如きは其罪の最も大なるものなり助産婦は此の如き場合に會はゞ第二に招かれたる産家には他の助産婦を指示して之に當らしむべし而して其指示によりて依頼せられたる助産婦は一時前の助産婦に代り或は産家の希望により其全部の處置を擔當すべし決して一助産婦にして同時に兩箇

の分娩を引き受くべからず。若し急要の場合に際し、他の助産婦を得る能はざるときは、其應急救助の最も切要なりと認めたる一方に急ぎ趣くべし。

第三百九十一項 分娩時の義務

分娩時に於て盡すべき義務は、助産婦の他の義務、即ち洗禮の處置、産褥婦或は患婦の訪問、小兒の沐浴等より、更に重大なるものとす。

第三百九十二項 公事に對する義務

助産婦若し地方廳より、或る婦人の身體の狀況に關して鑑定を命ぜられ、又は其職業及び技術に關して、諮問せられたる時は、其嚴正なる所見によりて發見せる事實と意見とを最も誠實に答ふ可し。

第三百九十三項

助産婦の家に於てする分娩及び産院の設置

妊婦若し助産婦の邸内に於て分娩せんことを望むものあるときは、豫め地方廳に申告じて其許可を受くべし。又た助産婦私立産院を設けんと欲せば、所屬區長の認許を受くるを要す。(一千八百六十九年六月廿一日布告第三百十條を見よ)

第三百九十四項

規定外治療法の制裁

助産學中に記載して、使用を許されたるより以外、の藥品は、助産婦の妄りに處方し、或は使用することを許さず。其他規定以外の施すべからざる治療法、及び不合理なる迷信、例令ば咒咀、祈禱等の類は、嚴に禁ずる所なり。

第三百九十五項 醫士に對する義務  
 助産婦は醫士に對し、十分なる尊敬を表し、其命令は必ず異議なく遵守すべし。

第三百九十六項 出産届の注意

助産婦は區廳規定の書式に従ひ、出産届を差出すべきことを注意すべし。即ち其届書には、分娩の年月日及び時刻、小兒の男女、正産、死産、分娩直後に於る小兒の死亡、其成熟、未成熟、早産、異常産、公生、私生、兩親の氏名、族籍等の諸項を記すべきものなり。而して其出産届は父親の履行すべき務なり。雖も其不在なるか、或は私生兒にありては、助産婦は其旨を届け出づ可きものとす。

第三百九十七項 小兒洗禮の注意

助産婦は、其處置せる小兒の兩親、クリスト教の信者なるときは、小兒を一定の期日に從ひて、洗禮を受しむる様注意すべし。若し小兒の眼病、或は熱病等に罹れるときは、教會堂に到るの害を近親に諭して、其家に於て洗禮を受けしむべし。又小兒の現に危険なるか、或は甚だしく衰弱せるときは、傳導者の手によりて洗禮を執行せらるゝことを急ぐべし。危急の場合にして之を待つ暇なきときは、助産婦自ら、臨時洗禮を執行すべし。故に助産婦は分娩の後、直ちに其住所を傳導者に通知し置きて、臨時洗禮の際、其指揮を受くべし。

第三百九十八項 器械の準備及び學力の



検定

助産婦は必ず規定の助産婦器械(第百十一項を見よ)を準備するを要す、器械は常に注意して保存し、置き直ちに用に應ずべき様處置すべし、而して醫士には其望に應じ、時々之を出して示すの義務あり。

區醫は常に助産婦に注意し、其職業に關して時々報告を促がすべし、又た試験を舉行して、助産婦學力の退歩せざるや否やを檢定し、且つ新刊の助産學等に就て、其規則を熟知し居るや否やを問ふべし。

第三百九十九項 事務の報告

助産婦は己が力を盡したる分娩に關しては、規則に従ひて施行せし處置の概略を正しく届書に記載して

報告すべし、區醫は毎年一月及び七月の兩期に於て、其届書を檢閲し、助産婦の規則を守れるや否やを調査し、次で其檢閲を終れることを記入すべし、而して此に用ゆる届書の用紙は、無代價を以て區醫より交付せらるべし。

第四百項 助産婦の誓詞

ザクセン王國に於ては、助産婦は其職務に對して、次の誓を爲すものことす。

助産婦某、今至善なる神に誓はん、我は助産婦規則に通じ、誠實に我職を務め、精密なる觀察を施し、正しき秩序を守りて、嚴正なる助産婦の義務に服すべし、神よ、冀くは我が道に神聖なる助けを與へよ。

助産學 終

明治三十一年一月二十一日印刷  
全 年一月二十四日發行

版權登錄

著作者

二 川 銳 男

三重縣士族

大阪市東區今橋三丁目番外三番邸寄留

發行者

小 柳 津 要 人

東京市日本橋區通三丁目十四番地

印刷者

野 村 宗 十 郎

東京市京橋區築地三丁目十五番地

發行所

丸善株式會社書店

東京市日本橋區通三丁目十四番地

全 發

丸善株式會社書店出張所

大坂市東區心齋橋筋北久寶寺町

印刷所

株式會社 東京築地活版製造所

東京市京橋區築地二丁目十七番地

版權  
所有

助産學  
正價金貳圓

●產婆雜誌

助產之葉

每月一回發行  
第二拾號一月發行

本誌は本邦唯一の助産科雜誌にして日本及び歐洲に於ける最近助産術の現況は勿論諸大家の名説各國助産婦社會の出來事は細大報導して漏すなし實に産婆及び産科醫諸君の好師友たり

○助産婦學會々員には毎號助産の葉を配布す○入會希望の方は左記學會へ申込まるべし○會費は一ヶ年前金一圓を要す

大坂市東區今橋三町目緒方邸内

助産婦學會

●產婆の必讀書

ドクトル 阿施華氏原著  
ドクトル 緒方正清先生譯補

産科圖解

全一卷

上卷再版着色精圖九十八ヶ挿入  
正價金七十五錢  
下卷精圖百五ヶ挿入  
正價金五十錢  
郵稅 各册金四錢

本書は上卷に通常及び異常分娩に關する分娩器械的作用より胎盤の剝離其他廻轉術鉗子手術等に至るまで九十有八の精圖を掲げ更に下卷には妊娠の生理及び病理其他産科診斷法等に至る百有五の精圖を載せ每圖必ず平易の解釋を附せり一たび之を緝けば能く其濫輿を了解するに足る苟も産科に従事する醫士、産婆は勿論醫學生産婆學生の諸君は必ず袖珍として片時も離すべからざるの良書なり

ドクトル 緒方正清 兩先生纂著  
高橋辰五郎

最新産科學

全六卷

卷一	妊娠生理篇	正價金五十五錢
卷二	分娩生理篇	正價金四十五錢
卷三	產科手術篇	正價金九十五錢
卷四	產科生理篇	正價金八十五錢
卷五	妊娠及產科生理篇	正價金七十五錢
卷六	分娩及產科生理篇	正價金七十五錢

各册郵稅四錢乃至六錢

該書は緒方高橋兩先生が日本産科學の缺漏を憂ひ最近三十四種の成書と數種の近刊雜誌を參照

廣告

し加ふるに本邦に於ける多年の實驗に徴して著述せられたる者にして議論嶄新文辭流暢圖畫精  
秀詳約能く其中庸を得實に本邦産科書中隨一の良書にして醫士及び醫學生諸君の欠くべからざ  
る好伴侶たり

ドクトル 緒方正清 兩先生共譯  
高橋辰五郎

婦人科診斷學

窩維 篤氏

全二卷

精圖二十七ヶ挿入  
正價金二圓三十錢  
郵税金十二錢

此書は獨乙國伯林大學教授フアイト氏の原著にして歐洲に於ても婦人科専門の診斷學は蓋し此  
書を以て始とす此書一たび世に出づるや大に世人の贊稱を得僅々一年間に於て第二版を刊行す  
るに至れり以て其説の嶄新にして實地に適するを知るべし今緒方正清高橋辰五郎先生によりて本邦に紹  
介せらるる苟も斯學に従事する士の座右を離すべからざる良書なり

ドクトル 緒方正清先生著

婦人科手術學

全六卷

第一卷	手術汎論	精圖四十七箇	正價金四十五錢
第二卷	外陰手術論	精圖四十九箇	正價金五十五錢
第三卷	子宮手術論	精圖四十六箇	正價金五十五錢
第四卷	子宮手術論(續)	精圖四十八箇	正價金八十五錢
第五卷	喇叭管手術論	精圖十五箇	正價金六十錢
第六卷	卵巢及爾他子宮 附屬器手術論	精圖三十一箇	正價金壹圓

各冊郵稅四錢乃至六錢

我邦婦人病學は晩近漸次發達の途に就きたり從て斯科に關する著譯の輩出するありと雖ども未だ特に其治療法を詳説せるものなし豈に斯道の爲に一大缺點と言はざるべけんや先生茲に感あり會て獨澳の諸大學にありて脩得せる所の學理と見聞せし所の術式とを基礎とし東西の群籍を涉獵して之れが參考に資し自家の經驗を記録して之れが説明に供し以て此書を編す苟も婦人病科に關する外科的療法は細大網羅して漏すことなく立案正確文辭明晰加ふるに挿む所の圖畫は精緻にして多數以て實地親見の感あらしめ以て臨床執刀の便に供せんとす實に婦人科醫の寶典たり但し其眞價に至りては更に弊舖の喋々を須ひす杏林の諸彦必ず一本を緝ひて之れを味ひ給へ

ドクトル 緒方正清先生著

## 浴療新論

全一冊 正價金三十錢 郵税金四錢

此書は總論、人工浴、氣淋浴、鑛泉浴の四篇に大別して且つ本邦古代行はれし諸浴の來歴より尋常、寒浴、冷浴、冷水灌注浴、鏝、泥浴、温熱浴、熱水灌注浴、土耳其浴、露西亞浴、寒氣浴、暖氣浴、蒸氣浴、藥浴、天然鑛泉浴、海水浴等の諸浴法及び醫治効用より本邦鑛泉浴海水浴上の位置、温度等に至るまで丁寧に詳述せられたる良書なり

廣告

# ●近刊豫告

ドクトル 緒方正清先生校閲  
女 醫 福井繁子 纂著

## 妊婦の薔薇園


近日出版

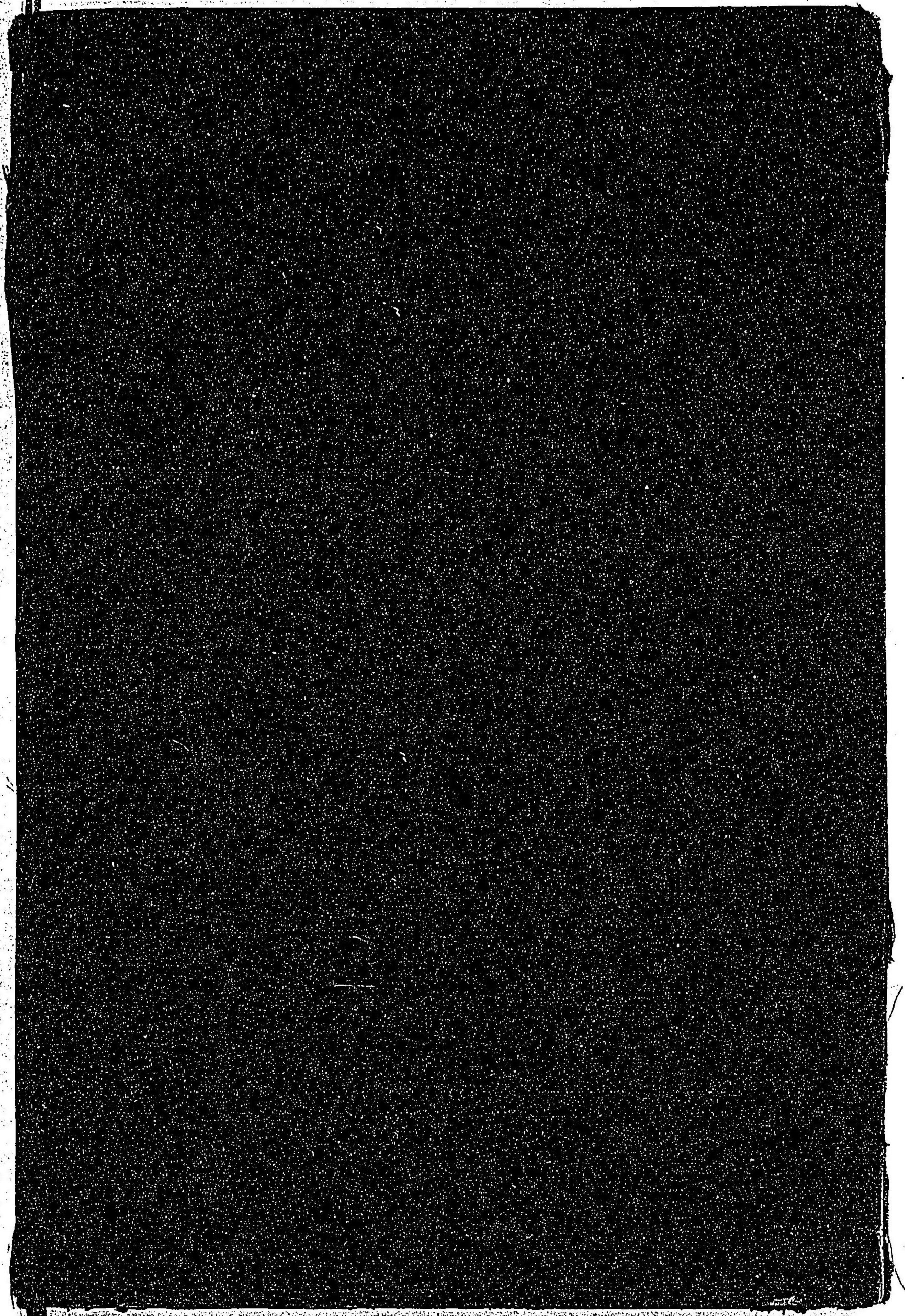
本書は妊婦の心得として編を四つに分ち妊娠、分娩及び産褥時の婦人衛生法并に初生児養育法となし一々丁寧に其養生の心得を説きし者にして文章は俗人に解し易き様尤も平易となし盡くふり假名を施したれば如何なる婦人と雖ども一讀直ちに解し得へし苟も世の婦人たらん人必ず一書を座右に備へて一生の寶となし給へ

### 發行所

東京市日本橋區通 (電話二八番) 丸善株式會社書店  
三町目  
大阪市中心齋橋筋 (電話二五八番) 同 出張所  
北久寶寺町







56

M

059913-000-2

56-8

助産学

レオポルド

ツワイフェル / 著

M31

CBI-0170



56
8